

*South China - Asia Business Report*Vol. 35
September
2014**華南・アジア** ビジネスレポート**CONTENTS**

Briefs & Editorial

Topics

チャイナ・プラスワンと北ベトナム……………	3
～調達リスク対策が喫緊の課題に～	
進化する香港……………	8
～中国のゲートウェーから東アジアのゲートウェーへ～	

Regional Business

India インドビジネス最新情報 [11]	
2014 年度インド予算案～直接税に関する変更点～……………	13
Vietnam	
物流分野の現地法人設立に関する法令と実務上の留意点 ……	16
Singapore / Malaysia	
シンガポールおよびマレーシアにおける個人情報保護法 ……	21
Malaysia	
マレーシアの GST と外国企業への影響……………	26
China	
ストライキの原因分析および法的対応……………	29
Taiwan	
台湾における配当源泉税の改正……………	34
Macro Economy	
アジア経済情報：フィリピン……………	37

Briefs

Topics

チャイナ・プラスワンと北ベトナム ～調達リスク対策が喫緊の課題に～

チャイナ・プラスワンにおいて、日系企業の人気を集めるベトナム。その背景には、中国比で安価な労賃や豊富な労働力もさることながら、華南との強い接続性、すなわち、華南の発達したサプライチェーンを活用できることがある。

一方、ベトナムにおける先の反中デモ騒動で明らかになったとおり、華南に調達を頼った現状のままでは、チャイナリスク・ヘッジという本来の目的を果たせていないのも事実である。今後のアジア展開もにらみ、ASEAN での調達を模索する動きも始まっているが、経済回廊の実用化や地場産業の振興なども含め、調達リスクへの対応がベトナムをプラスワンとして活用するための課題と言えよう。

**進化する香港～中国のゲートウェーからアジアのゲートウェーへ～**

アジアの金融ハブ、香港が再び脚光を浴びようとしている。アジア有数の規模を誇る証券市場では、中国・アジア、そして欧米の企業・投資家がそれぞれの市場へのアクセスを競って IPO を実施。為替市場では人民元が国際通貨としての有用性を高めるのに伴い、世界最大規模のオフショア人民元マーケットとして多様な人民元決済・運用スキームが提供されている。こうした香港の優位性をビジネスに生かそうと、中国事業の再編をきっかけに、中国・アジアの統括拠点を香港に置くことを検討する日系企業が増えている。中国から ASEAN へのシフトが進む中、さらなる進化を遂げようとする香港の現状を紹介する。

Regional Business

インドビジネス最新情報 [11] 2014 年インド予算案～直接税に関する変更点～

モディ新政権がこのほど発表した 2014 年度予算案から、直接税の変更点につき解説する。昨年度から話題を集めていた製造業における新規投資にかかる法人税控除措置の期限延長と金額基準の緩和、移転価格税制における事前価格確認制度の遡及適用や独立企業間価格の算定方法改善などについて、主なポイントを紹介する。

ベトナムにおける物流分野の現地法人設立に関する法令と実務上の留意点

今年1月から外資参入が開放されたベトナムの物流

業界は、市場規模の拡大が期待される半面、物流サービスの定義が不明瞭なままとなっているほか、合併での設立を求められるなど一部規制が残っている。外資企業がベトナムで物流事業を行うにあたっての法規のほか、一般的に見られるスキームや、ライセンス申請手続き、実務上の留意点について概説する。

シンガポールおよびマレーシアにおける個人情報保護法

日本をはじめ各国で整備が進む個人情報保護法は、個人情報を取り扱う事業者に適正な取り扱いを求める一方で、適用範囲や保護・規制対象などが国により異なっている。ここでは、シンガポールとマレーシアにおける個人情報保護にかかる法規について紹介するとともに、日本では見られない制度や違反した場合

の事業者に対する罰則などについて説明する。

マレーシアの GST と外国企業への影響

2015 年4月から導入されるマレーシアの GST (Goods and Services Tax) 制度では、GST の課税対象となる取引が予想される事業者は登録が義務付けられており、既に登録手続きがスタートしている。ここでは、GST の納税時期や課税対象と税率、タックス・インボイスの記載事項、仕入税額控除の仕組み、さらにマレーシアに現地法人はないものの GST の影響を受ける可能性がある取引について解説する。

ストライキの原因分析および法的対応

外資企業の中国ビジネスに深刻な影響をもたらすストライキは、常日頃の労使関係を反映するという側面から、如何にこれを未然に防ぐか、また、発生した場合は如何に速やかに対処するかがポイントとなる。日系企業で近年発生したストライキの事例から、ストライキのきっかけとなりやすい経営・社内規定の変更やその背景、またストライキ発生時の具体的な対応手順、日常的な防止策について紹介する。

台湾における配当源泉税の改正

台湾所得税法の改正を受け、15 年1月から、台湾法人による配当にかかる源泉税が増税となる。厳密には、配当時の源泉税算出にあたり、控除可能な留保金課税額につき従前の半分に減額されるというもので、台湾現地法人を持つ日本の親会社にとってはやや分かりにくい仕組みとなっている。本稿では、ケーススタディーを交えながら、台湾における従前の源泉税の仕組みと、今般の改正後の源泉税算出方法につき説明する。

Macro Economy

アジア経済情報：フィリピン

2014 年1Q の実質 GDP 成長率は個人消費の伸び悩みを受け前期から減速した。一方、アキノ政権はインフラ整備に目標数値を設定しているほか、財源の確保にも取り組んでおり、インフラ整備事業にかかる外資参入規制も緩和する方針を示している。格付機関も中長期的な政府の改革継続などを評価し、ソブリン格付けの引き上げを実施しており、通年では前年比+6.0%、15 年も+6.4%と堅調に推移するとみられる。

Editorial

中国返還から「50 年不変」とされ、中国から「高度な自治権」を約束されてきた香港が今、政治問題に揺れています。香港政府のトップである「行政長官」選挙をめぐる、2017 年選挙での普通選挙実現を求める民主派に対し、中国の全人代常務委員会が8月末、民主派の立候補を事実上排除する決定を発表。これに反発した民主派が、国際金融都市・香港の心臓部であるセントラルを占拠するとして、譲歩を迫っているのです。

9月末にも実施されるとみられる民主派の抗議運動「セントラル占拠」はまだ流動的な部分も多く、香港経済に甚大な影響を及ぼすには至らないと静観する向きも多いようです。とはいえ、中心部で大規模なデモや集会、座り込みなどが行われれば、混乱は避けられません。何より、香港の利点の一つとされてきた“政治の安定”に黄信号が灯れば、香港経済への中長期的な影響は避けられないでしょう。

市民の目線に立ってみれば、今般の選挙制度問題に限らず、貧富の格差や脆弱な社会保障制度など、香港もまだまだ改善すべき点は多くあります。しかし香港がこれからも、中国とともに歩んでいくことは変わらない以上、冷静な判断と対応を切に願わざるを得ません。



チャイナ・プラスワンと北ベトナム ～調達リスク対策が喫緊の課題に～

坂内 和隆 みずほ銀行香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー課

ベトナムの中国系工場がデモ隊に襲われている——。ベトナムに進出する日系企業を今年5月、衝撃的なニュースが駆け抜けた。領海問題に端を発したベトナム国内での反中運動の高まりは、その後、急速に沈静化したものの、今般の反中運動で少なからぬショックを受けたのが、実は中国・華南地域に進出する日系企業である。輸出加工企業が集積する『世界の工場』を補完・代替する、いわゆるチャイナ・プラスワンにおける進出先候補地として最も期待されているのが、他ならぬベトナムだからだ。

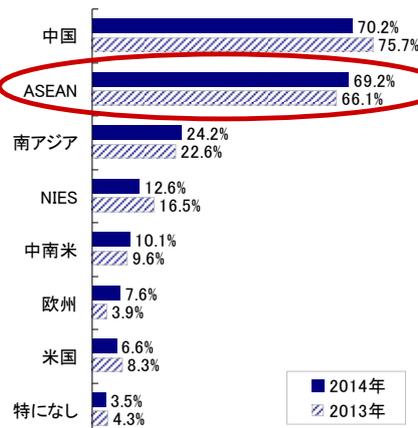
何故、ベトナム？

弊行が香港および中国・華南地域の日系企業を対象に実施した『アジアビジネスアンケート』調査によると、「今後、最も力を入れていく予定の地域」として ASEAN を挙げた企業は 69% に上っている(図表1)。また ASEAN を輸出拠点として捉えている回答企業で、中国の生産コスト上昇の対応策として移転を実施・検討している先はベトナムが 52% でトップであった。JETRO など各機関が実施した同様のアンケートでも、日系企業の ASEAN 志向の高まり、またプラスワンとしてのベトナム人気は群を抜いている。在華南の日系企業がベトナムを目指すのは何故だろうか？

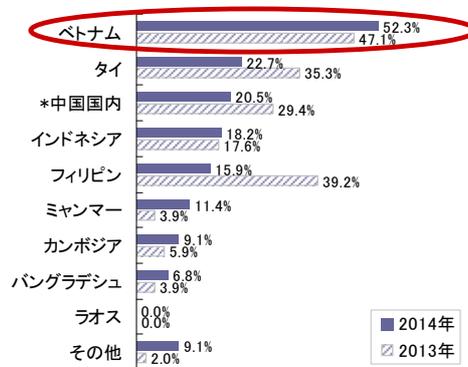
チャイナ・プラスワンを目指す日系企業にとってのベトナムの魅力を一言で表せば、華南との接続性であろう。

1986 年にドイモイ政策を掲げ、計画経済から市場経済へと方向転換したベトナムの注目が一気に

図表1: 今後、最も力を入れていく予定の地域



中国のコスト上昇の対応策としての移転検討先

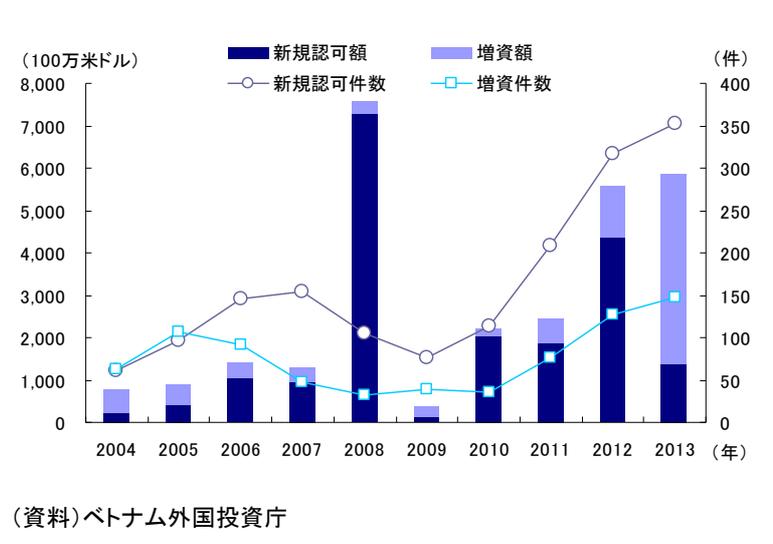


(資料)「2014年アジアビジネスアンケート」より。14年2～5月、みずほ銀行香港支店、みずほ銀行(中国)深圳支店および広州支店に口座を持つ日系企業205社より回答

高まったのは、2005 年前後から(図表 2)。ちょうど、中国で一人っ子政策に起因する労働人口の減少をはじめ、ワーカーコストの増加、政治リスク、中・長期的な人民元レート高などさまざまなチャイナリスクが顕在化し、中国への生産拠点の集中が問題視され始めた時期と一致する。

当時、『世界の工場』と呼ばれた華南地域で安価な労働力を活用し、輸出加工に従事してきた日系企業は、高まるチャイナリスクのヘッジ先として、より安価で、豊富な労働力を有する北ベトナムに着目した。陸・海・空で華南地域と結ばれる北ベトナムは、華南に集積する事務機器や電気・電子産業を中心としたサプライチェーンを利用しやすく、中国工場を補完するプラスワン拠点の設置先として理想的なロケーションにある。労働コストも中国に比べれば半分以下に過ぎず、輸出加工企業を誘致するさまざまな優遇策もあった。こうして、まずキャノンやブラザー工業、パナソニックなどの大手アッセンブリー・メーカーが、その後、2007 年1月にはベトナムが WTO に

図表2:日本→ベトナム FDI 額・件数推移



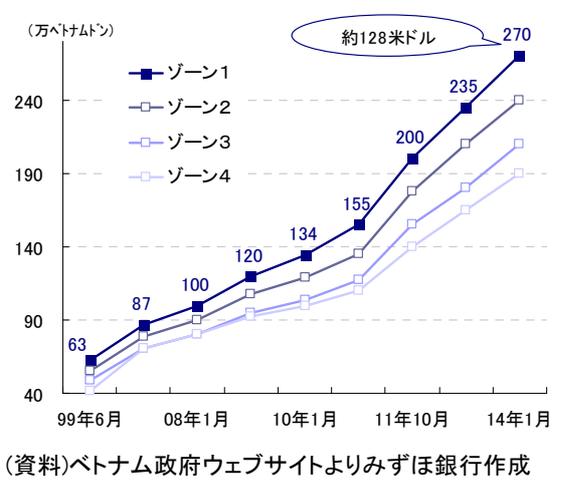
加盟したことも手伝い、一部サプライヤー企業もこれに追随し、一気に日系企業の進出が加速した。

ベトナムの魅力

日系企業がベトナム進出において、第1の魅力とするのは労賃の安さである。ベトナムの最低賃金はここ数年、2桁の伸びが続いている(図表3)が、対米ドルでドン安傾向にあることもあり、決済通貨を米ドルとしている輸出加工企業にとって、米ドル建てで見た場合の労働コストは中国に比べ 1/2~1/3 程度に収まっている。労働力確保の面でも、地元定着型の生活スタイルが根強い部分はあるものの、労働力不足が叫ばれる華南などに比べればまだ、周辺の農村地域からの確保が可能であり、総人口も約 9,000 万人と、近隣のカンボジア(約 1,480 万人)、ラオス(約 660 万人)と比べ余裕がある。進出企業によれば、作業効率面でこそ初めは中国に劣るものの、比較的学歴の高い人が多く、離職率も中国に比べ低いため、人材育成による現地化の推進が可能という声も聞かれた。

また、製造業の対外投資においてネックとなりやすい調達面でも、先述の通り、北ベトナムならではの

図表3:ベトナムの最低賃金推移

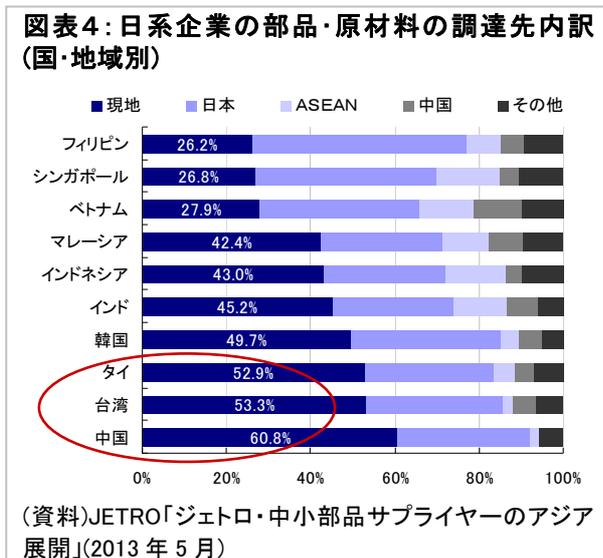


のメリット——華南のサプライチェーンを利用できることも、大きな魅力の一つだ。ベトナムをはじめ ASEAN 新興国では、せつかく進出を果たしても部品調達リスクを抱える企業が少なくない。この点、既に多くの日系企業が進出し、地場メーカーも成長している中国・華南地域に近接し、その優れたサプライチェーンを活用できることは、ベトナム進出企業にとって大きな利点となる。ただし、華南からの調達は現地進出企業にとって、諸刃の剣でもある。それを示したのが、今般の中越領海問題を端緒とした物流・調達面における潜在的チャイナリスクであろう。

中国との“近さ”がネックに

現地調達率の引き上げはコスト圧縮の意味も含め、すべての製造業企業にとって最重要課題の一つであるとともに、投資環境を図るバロメーターでもある。たとえば、アジアにおいて相応のサプライチェーンが構築されている中国、タイでは、製造企業の現地調達率は 50%を超えている(図表4)。

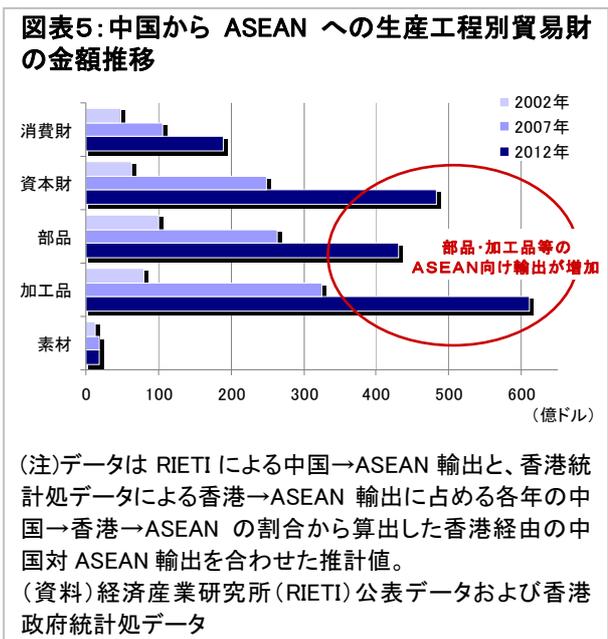
一方で、近時は中国から ASEAN への資本財、部品・加工品の中間財輸出が急拡大している。生産



工程別貿易財の金額推移(図表5)をみると、部品・加工品等の ASEAN 向け輸出が急増していることが分かる。つまり、高付加価値品は中国で生産する半面、労働集約型製品は部品等を輸出して ASEAN で生産するという住み分けが進んでいると想定される。これを、華南と北ベトナムに当てはめると、華南では高付加価値、高価格帯製品へのシフトを進める一方、ベトナムでは低価格帯、簡易組立工程を中心としつつ、その原材料や部品の調達はほぼ、華南に依存しているということになる。

計画経済の時代、国有企業がほとんどであったベトナムには、外資企業の要望を満たせる品質・スピードで対応可能な地場サプライヤーがほとんど存在しない。必然的に、北ベトナムに進出した日系企業は華南のサプライチェーンへの依存を強めることとなった。華南からの調達が容易で、コスト的にもリードタイム的にも問題がないとなれば、積極的に地場サプライヤーを開拓・育成する機会も、当然ながら少なくなる。

こうした傾向は、昨今の日系企業の投資からも垣



間見える。新規投資に比べ、追加投資がボリューム、件数ともに大きいのだ。これはセットメーカーに追随したサプライヤーの進出が進んでいないことを意味する。資金面や体力面で新規投資に慎重にならざるを得ないサプライヤーにとっては、華南での事業継続による納品が可能であれば、進出意欲は削がれる。もちろん、進出すればチャイナリスクへの懸念は減り、当地に進出済みの大手メーカーから受注できる可能性は高まるが、現地での製造コスト圧縮を織り込んだ価格設定での現地納品をセットメーカーに迫られることも避けられないからだ。

セットメーカーはやむをえず、既に当地に進出済みの日系サプライヤーから調達したり、自社工場を拡充して内製化を進めたりすることになるため、追加投資額は伸びている。しかし、こうして調達・内製した部品や原材料も「元をたどっていけば華南に行き着いてしまう」（現地日系セットメーカー）。そうして北ベトナムにおける地場産業の振興がなされないまま、華南に調達を依存した外資企業の進出が進ん

だ結果、チャイナリスクのヘッジを目的としてベトナムに進出しながら、中越間で問題発生となったとたん、たちまち調達リスクに直面することになった——ということになろう。

ASEAN 域内でのリスクヘッジ進むか

無論、調達先を ASEAN に探す企業も出てきている。東日本大震災やタイの洪水発生時にも浮上した、調達先の分散によるリスクヘッジの動きである。折りしも、2015 年には ASEAN 共同体(AEC)がいよいよ現実のものとなり、ASEAN 域内での通商はさらに利便性が高いものとなる予定で、域内調達・分業による最適地生産体制の構築が急がれている。

特に北ベトナムの場合、インドシナ半島を横断する東西経済回廊を通じ、ASEAN 有数のサプライチェーンを有するタイ・バンコクとは陸路で2～3日程度にすぎない(図表6)。ただ、残念ながら現状、この回廊が活用されていない。問題は、物流コストの高さである。タイからベトナムへの貨物は多数あるが、ベトナムからタイへ向かう貨物が少ないためコンテナが埋まらず、片道の輸送コスト分をもう一方に転嫁せざるを得ないために起きる「片荷」のため、輸送コストは海路を使用した場合の倍近くに達するという。一方の海路の場合、タイ・レムチャバン港と北ベトナム・ハイフォンを結ぶにはインドシナ半島をぐるりと周る必要があるため 10 日以上を要するが、船便数も多く、コストは割安だ。

華南ーハイフォンであれば海路でも1週間足らずで、コストもさらに割安になるため、緊急性があるなどの特殊なケースを除き、現状、北ベトナムの日系企業が東西回廊を積極的に利用するには至っていない。リスクヘッジのため中国から ASEAN へ調達



を分散させる動きが進むのが先か、AEC により貿易量が増えて物流コストが下がるのが先か、興味深いところであるが、北ベトナムの日系企業が本来の意味でのチャイナリスク・ヘッジを図るには、いずれかが不可欠であると言えるだろう。

二重丸はつかない国

2014 年上期、外資企業によるベトナムへの投資は件数こそ伸びたものの、投資額では約 35%減とスローダウンしている。中でも日本企業の投資プロジェクトは小型化が顕著で、既進出企業の追加投資が約半分を占めているといい、円安や直近の反中デモもあって、下期の動向を懸念する声も聞かれる。しかしながら、中国にモノづくりのベースを維持しつつ、アジアでの新たな生産拠点設置を検討する上で、ベトナムが有力な選択肢であることに変わりはない。

北ベトナムでビジネスを展開する日系企業は、ベトナムをこう形容する。二重丸はつかないが、丸と三角で評価され、消去法で残る国——。現状は、調達や物流のほか、他国比で有利な優遇税制の不足など、さまざまな問題はあるが、AEC 創設などにより、ASEAN 経済圏の一体化が現実のものとなるころ、中国・華南と ASEAN の双方向でのリスクヘッジが可能な生産拠点として、北ベトナムに多くの二重丸がつけられるのではないだろうか。

Topics



進化する香港

～中国のゲートウェイから東アジアのゲートウェイへ～

瀬谷 千枝 みずほ銀行香港営業第一部
中国アセアン・リサーチ・アドバイザー課

アジアの金融ハブを標榜する香港の活用を検討する日系企業が増えている。中国本土と海外を結ぶ『中国のゲートウェイ』のみならず、今、市場としての中国、そして躍進するアジアをターゲットとした『東アジアのゲートウェイ』として、事業拡大に不可欠な資金調達・決済・融資などの金融機能を担う地域統括拠点としての香港の魅力が再認識されているのだ。

アジア有数の金融ハブ・香港

香港の証券取引所(HKEx)は、取引量や市場規模、また、その恵まれた税制や高度なインフラなどにより、ニューヨークやロンドンの証券取引所と並び、国際金融センターとしての地位を確立している。特にHKExは中国系企業の上場企業・規模で他市場と一線を画しており、上場企業数の約半分、時価総額ベースでは約6割を中国系企業¹が占めている(図表1)。近年は、グローバル企業への成長とともに、海外での資金調達を画策する中国系企業の新規上場が相次ぎ、2013年のIPO規模ではニューヨークに次ぐ世界2位となったほか、14年第1四半期も同じく世界2位の水準を維持している。他方、投資家層は約半分を海外投資家が占めるなど国際色豊かで、そのうち7割を欧米の機関投資家が占めている(図表2)。さ

¹ HKExでは、①H株企業(中国本土で設立され、中国政府機関/個人にコントロールされている企業)、②レッドチップ企業(海外で設立され、中国政府機関にコントロールされている企業)、③本土民間企業(海外で設立され、中国本土個人にコントロールされている企業)の3つを中国系企業と定義している。

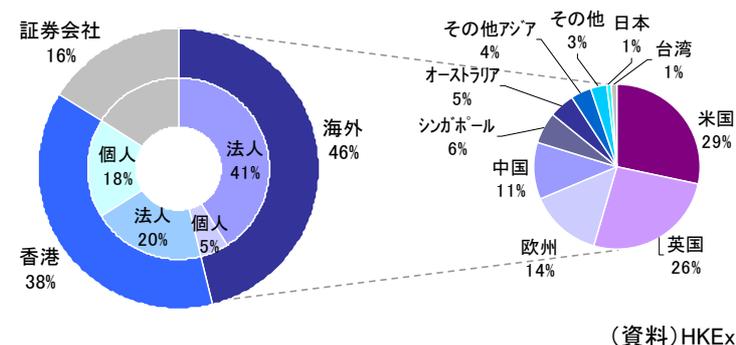
らに、香港では国際化が進む人民元建てでの上場も可能。14年10月には、HKEx経由で海外の投資家が中国本土、すなわち上海上場株式への投資も

図表1:HKEx上場社数の推移と内訳



(注) メンボード、GEMの合計。ただし、REIT、債券を除く。
(資料) HKEx

図表2:香港証券取引所の投資家層(2013年)



(資料) HKEx

可能になる予定で、香港は中国本土の証券取引所のゲートウェイにもなる。つまり、資金調達や海外展開を目論む中国系企業と、成長著しい中国系企業への投資を切望する海外投資家の双方にとって、香港は魅力的な市場と映っているのだ。

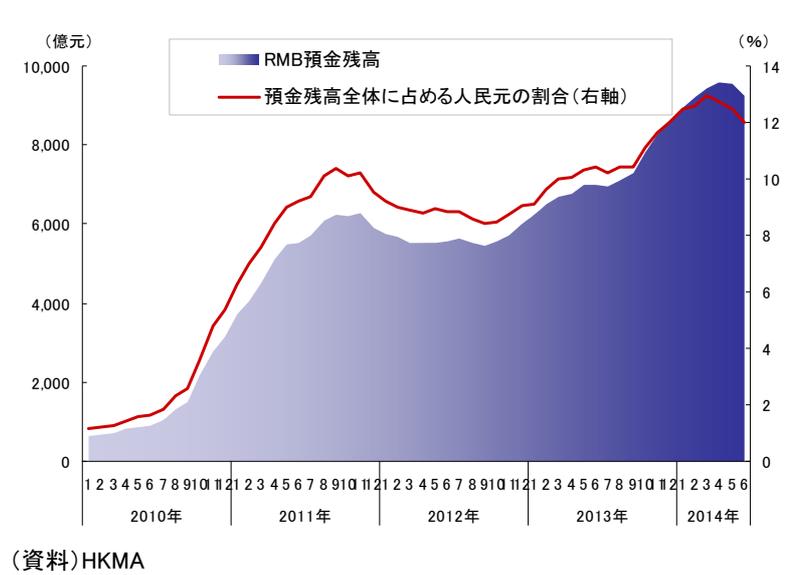
こうした香港ならではの市場の特性は、中国・アジア市場での知名度向上を狙う日本企業にとっても十分、利用価値があるといえる。11年に香港でセカンダリー上場を果たしたSBIホールディングス²をはじめ、今年3月に上場したファーストリテイリングを含め、過去2～3年の間に香港で上場した日本企業はいずれも、中国・アジア地域における信用力やブランド力の向上、グローバルな企業イメージの構築を目的としている。HKExも海外企業の上場をさらに促進すべく、日本を含む国別ガイドラインの作成や上場規定の簡便化など環境整備に努めており、中国・アジア事業の拡充を狙う日本企業にとって、少なくないメリットを有するといえるだろう。

人民元国際化の先頭に立つオフショア人民元マーケット

金融面における香港の優位性として、もうひとつ忘れてはならないのがオフショア人民元センターとしての香港の存在感であろう。人民元の国際化が始まった09年7月以降、中国政府の全面的支援の下、香港がいち早くオフショア人民元建て決済を導入し、世界最大のオフショア人民元プールとして、

² SBIホールディングスは14年6月25日、既に中国・アジア市場での十分な知名度が得られたとして上場を廃止した。

図表3: 香港における人民元預金残高の推移



現在までその優位性を維持していることは周知の通りだ(図表3)。

解禁当初は規制緩和に半信半疑だった海外企業も、今では積極的に人民元建決済を行っており、決済通貨としては世界トップ10に食い込んでいる³。さらに香港では決済にとどまらず、人民元建債券(通称:点心債)の発行や、人民元建融資も右肩上がりの伸びとなっており、香港のビジネスシーンにおいて、人民元はいまや特殊な通貨ではなくなっている。13年以降、シンガポールやロンドンなど金融ハブを目指す世界の各都市で人民元決済の利便化に向けた取り組みが加速しているのはこれを反映したものと言えるが、オフショア人民元の活用において、香港は既に確固たる地位を築き、また日々進化しているといえよう。

中国・アジア統括拠点としての魅力

さて、香港の魅力は証券やオフショア人民元市

³ SWIFT社調べ。世界の通貨のうち、2014年5月時点で人民元は米ドル、ユーロ、英ポンド、日本円、カナダドル、オーストラリアドルに次いで、7番目に多く使用される決済通貨となっている。

場にとどまるものではない。特に、中国、アジアに展開する日系企業の中で昨今、目立っているのが、香港を統括拠点とする動きだ。

従前、中国のゲートウェーとされてきた香港は、『世界の工場』である華南地域と連携した輸出加工スキームにおいて、調達や販売、輸出入におけるハブ的な機能を持ち、これを発展させた形で、中国事業の統括拠点を香港に置く企業が少なくなかった。しかし、中国のWTO加盟以降、中国本土における規制緩和や市場開放、ひいては中国国内ビジネスのボリューム増に伴う国内での人民元決済ニーズが増えたことで、中国国内のことは中国で、という風潮が強まる。結果的に、中国ビジネスの統括機能はサービス・製造の両面において最も発展し、外資受け入れに柔軟な政策がいち早く導入されている上海へと移す企業が増え、一時は香港不要論もささやかれた。

しかし、巨大な中国市場においては、地域により顧客のニーズやビジネス・スキーム、さらには法規制の運用も異なる。このため、統括会社設置により中国国内事業に注力・集中した半面、他のアジア拠点との連携がおろそかになるケースが少なくな

った。また、巨額の資本を投じて傘型会社と呼ばれる統括会社を設けた企業もあったが、実態は、引き続き華南地域に関しては香港でコントロールしていたり、傘型(統括)会社への日本の親会社からの権限委譲があいまいで、結果的にうまく機能しなかったケースが相次いだ。

さらに、中国の投資環境の変化が、統括会社の香港回帰を後押ししている側面もある。中国の産業構造改革に伴い、中国国内に分散する製造・販売拠点の再編を迫られる日系企業は後を絶たない。この再編に取り掛かる際、資本関係を整理して中国国内に滞留する資金をより効率的に運用すべく香港に集約するとともに、その資金を折からのASEANシフトの動きに活用するため、中国・アジアの双方を俯瞰する中国・アジア統括拠点を、香港に改めて設ける動きが出ているのである。

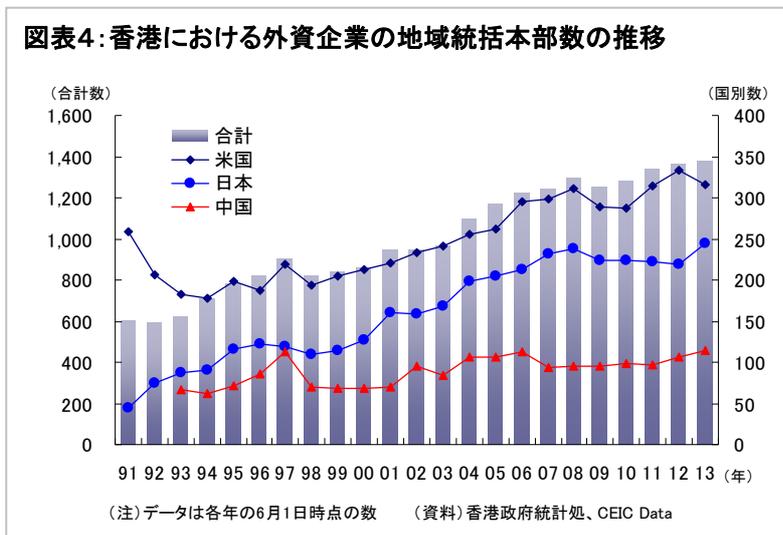
規制緩和が進んだとはいえ、いまだ国境を越えた資本の移動に制限がある中国から、ASEANやインドにまで目を配っていくのは至難の業だ。これに比べ、香港に統括拠点を設ければ、そうした規制はなく、日本のタックスヘイブン対策税制への対応の側面から見ても相応のメリットが見込まれる。中国

に返還されたとはいえ、あらゆる方面で自由な香港から、今後の中国・アジア戦略を構築していこうという企業の動きは、ある意味当然の流れといえるだろう(図表4)。

日系統括会社に見られる香港とシンガポールの相違点

他方、アジア統括という点で香港と比較されることが多いシンガポールで

図表4: 香港における外資企業の地域統括本部数の推移



も、ASEAN およびインド統括拠点を設立する企業が相次いでいる。ASEAN と一口に言っても、実態は一枚岩ではなく、国ごとに法制度や投資環境、市場も大きく異なる。多様性を持つ複数の国でビジネスを同時進行していくに当たり、統括拠点が必要になるわけだが、ASEANにおいて、この役割はシンガポールの現地法人が担うケースが多い。法・規制が自由で柔軟性も高く、統括会社に対する優遇税制なども設けているためだ。

ここで、香港と大きく異なるのは、シンガポールが日本本社主導型の統括拠点であるのに比べ、香港はより実務的なビジネス上の理由から自然発生的に設立された統括拠点多い点だ。弊行が 2013 年に香港、シンガポール、タイなどアジア各地で行った統括拠点にかかる調査によると、シンガポールでは統括会社のコストを親会社からの業務委託費でまかなっているケースが多かったのに比べ、香港の統括会社は実業での利益でこれを賄い、親会社から業務委託費用を受け取っているケースはほとんどみられなかった。また、統括エリアについても、シンガポールはその多くが ASEAN やインドのみを統括している一方、香港は中国とアジアの両方を統括しているケースが多いことが分かっている。シンガポールから ASEAN やインド市場だけでなく、さらに巨大で規制も多い中国市場までコントロールしていくのは限界がある。つまり、日本本社から見た場合、香港の統括拠点は、より低いコストで、より広いエリアの統括機能をもたせることができるということになる。

これは、各国に複数の拠点を展開する大手企業だけでなく、中国・アジアにビジネスを広げたいが、体力に限界がある中小企業には大きなメリットの一

つといえる。もちろん、より地域に根ざしたビジネスを目指すにあたっては、中国であれば上海や北京、広州、ASEAN であればシンガポールに統括機能を置いたほうが有利なことは否めない。香港に統括機能を置く日系企業も、体力があるケースでは、中国は中国国内に、ASEAN はシンガポールやタイに、それぞれ統括機能を持たせている。香港ではそれらをまとめつつ、日本本社に代わり地域戦略を担う拠点として活用していこうとする意向が強かったことは、触れておかなければならないだろう。

また、中国ビジネスの統括拠点としては、昨今取りざたされている上海の自由貿易試験区 (FTZ) が香港のライバルになると見る向きもある。上海の FTZ は政府当局の目指す方向性から、中国国内に第2の香港を目指すものともされ、規制緩和の進展次第では早晚、香港の優位性を脅かすと懸念されているほか、同様の FTZ 設置を狙う動きが中国各地で相次いでいる。現時点ではまだ、香港が優位であることに変わりはないが、外資誘致による発展を狙う中国各都市またアジア各国の動きには留意する必要があるだろう。

中国から ASEAN へのシフトを進める日本企業と香港

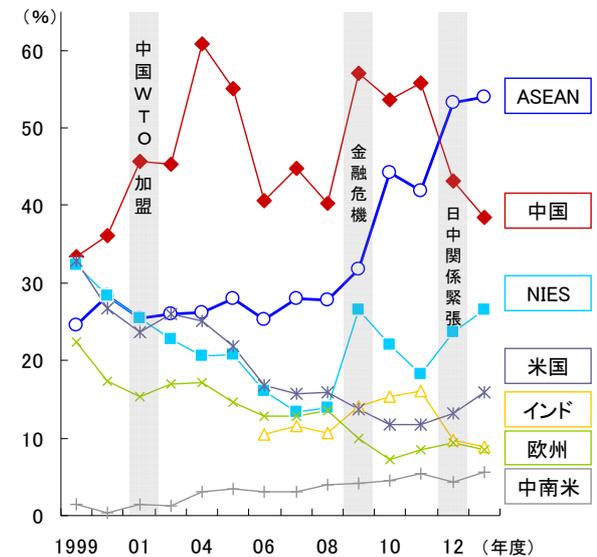
これまで中国を最重要マーケットとしてきた日本企業の戦略に変化が見え始めたのは、ここ2~3年。リーマンショックからようやく欧米、また日本市場が立ち直り始めるのと同時に、中国の経済成長に陰りが見え始めたころである。もちろん、中国の GDP 伸び率が鈍化しているとはいえ、依然として成長を続けている巨大マーケットであることに変わりはない。しかし足元の経済が落ち着いたことで、今後の成長戦略を改めて見直したとき、中国偏重のリスクに改めて気づくとともに、次なる成長市場に目を向

ける余裕が出てきたということであろう。

かかる状況下、中国の次なるターゲットとして日本企業の関心を集めたのが ASEAN およびインドなどを含むアジア地域である。もともと日本企業にとって親和性が高いマーケットであること、日系製造業企業がプラスワン投資を進めていたことなどがこれに拍車をかけた。みずほ総合研究所が毎年行っているアジアビジネスアンケート調査によると、11年までは注力地域として常にトップに立っていた中国が、12年は2位に転落。代わって ASEAN が首位に立ち、13年調査では ASEAN と中国のポイント差がさらに開くこととなった(図表5)。背景には、長引く日中関係の低迷などもあろうが、15年の ASEAN 共同体(AEC)創設を控え、ASEAN がアジアにおける一大経済圏となる可能性を見据え、新たな成長戦略に取り組もうとする日本企業の積極的な姿勢を反映したものとも考えられよう。

中国、ASEAN、そしてインドへと、日本企業の活躍の場が広がる中、香港は今、さまざまな資金需要に対応する金融ハブとして、また、これらのマーケットを俯瞰できるアジア全体の統括拠点として、さまざまな可能性を期待されている。それは、これまで日本の本社が担ってきた企業の中核的機能の一つであり、多様な民族と文化が混在し、自由な法・規制と高度なインフラを有し、日本と中国・ASEAN の中心に位置する香港にしか担えない役割でもある。無論、その役割を果たしていくには、在香港日系企業、政府当局ともにまだまだ改善の余地はあるが、そうした変化への対応力と柔軟性こそが、英国の植民地から中国への返還を経て、香港が会得した最たるものではないのだろうか。

図表5: 日本企業の「今後最も力を入れていく予定の地域」のトレンド(複数回答)



(資料)みずほ総合研究所「アジアビジネスに関するアンケート調査」



【India】インドビジネス最新情報 第11回

2014年度インド予算案 ～直接税に関する変更点～

石崎 弘典 エス・シー・エス国際会計事務所グループ
Corporate Catalyst India Pvt Ltd

下院総選挙のため延期¹されていた 2014 年度 (14年4月～15年3月)インド予算案が7月に発表された。グジャラートの奇跡と呼ばれる経済改革を実現させた元グジャラート州首相、ナレンドラ・モディ氏による新政権は、議会でもマジョリティーを有しており、抜本的な制度改革や革新的な政策が今後、打ち出されてくると世論の期待を大きく集めている。

新たに財務大臣に任命されたアルン・ジェートリー氏による新予算に関するスピーチは、大変興味深いものであった。なかでも直接税の軽減は、決定的な減税ではないものの、中流階級の消費意欲促進に向けたメッセージと言えよう。また移転価格税制についても何らかのアクションを取ると明言し、外国投資家を積極的に誘致していく姿勢を見せた。

選挙から2カ月で作成された最初の予算案ということもあり、政策には詳細な記載がなされていない。しかし今後の政策・改革には依然として期待が持てる内容であり、全般的に各法案変更に関しても前向きな修正が多くなされたように思える。今

回は、今年度インド予算案の中でも直接税に焦点を当てて、変更点を解説する。

法人所得税

法人所得税に関しては、製造業における新規投資に関する控除が昨年度より焦点となっていた。これは、10 億ルピーを超える工場もしくは機械への新規投資に関しては、課税所得計算上、追加の控除が認められるというもので、13 年4月1日～15 年3月 31 日とされていた対象期間を、今回の予算案では 17 年3月 31 日まで延長し、さらには10 億ルピー超という金額基準を2億 5,000 万ルピーまで緩和した。インドは、依然として第2次産業が伸びている国であり、新規雇用の創出を考えた多くの新規従業員を生み出す工場などへ投資が回っていくことは、国としても注視しているということであろう。

当該投資額控除を享受できる対象は製造会社で、控除が実現されるのは投資を行った翌年度と取り決められている。また、獲得、あるいは据付した新規資産に対しては、実際のコストの 15%の控除が認められることとなっている。

なお、インド国内外で以前に使用されていたものの、事務所や住居に据付けられるもの、さらには、

¹ インドの予算案は通常2月に発表され、新年度予算のみならず、外資規制や税制改革など、政府の経済政策全般を示唆する内容となる。

パソコンやPC用ソフトウェアを含むオフィス用電化製品、乗り物などへの投資額は、当該規定の控除要件適用外となる。大型の、かつ純粋な新規投資案件がインドでは奨励されており、中古や比較的小規模な投資案件では、当該要件を満たすことができないので留意されたい。

個人所得税

個人所得税は、大きな変更はないものの、免税対象者の課税所得額が変更された。一方で、税率は変更されていない(詳細は表参照)。細かな点としては、高齢者(60歳以上)の非課税限度額が25万ルピーから30万ルピーへと引き上げられ、高齢者に対する優遇措置が取られている。

移転価格税制

インド市場進出に際して、外国企業の頭を悩ませてきた主因の一つが、移転価格に関する問題である。インドは世界で最も移転価格摘発数の多い国であり、親子間取引などに対する当局の取り締まり姿勢は大変厳しい。今回、移転価格に関しては望ましい変更がいくつか挙げられている。

まず、新制度として導入された事前価格確認制度(Advance Price Agreement、以下APA)に関しての変更点についてである。APAは、移転価格税制に関し、設定した取引価格やその算出方法の妥当性について、税務当局から事前に承認を得る制度(12年7月1日施行)であり、これにより法令面では安全な環境において取引を行うことが可能となった。改正前は、APA取得後の将来において当該取引価格が有効とされたが、今回の改正に

【表】個人所得税の課税所得額と税率

年間課税所得 (従来)	税率	年間課税所得 (2014年度より)	税率
INR 200,000 まで	免税	INR 250,000 まで	免税
INR 200,001 - INR 500,000	10%	INR 250,001 - INR 500,000	10%
INR 500,001 - INR 1,000,000	20%	INR 500,001 - INR 1,000,000	20%
INR 1,000,001 以上	30%	INR 1,000,001 以上	30%

より4年間、過去に遡っても適用することが認められることとなった。インドにおいて、当局の指摘が入る時期は、取引が発生した年度より多少のラグが生じるため、こういった遡及した当局の指摘に対しても対抗策を講じることが可能となったのである。

また、独立企業間価格の算定方法に関しても変更が加えられた。まず、関連取引の独立企業間価格を定めるため、複数年度の金融データの使用が許可され、情報源に関しては不足する恐れがなくなったと言えよう。また、独立企業間価格の適用に関して、特定の事例においては、移転価格は相加平均ではなく、価格幅に基づいて決定されるとされ、より柔軟な取引価格設定が可能となったと言える。

インドにおいて移転価格の問題は依然として、進出企業にとって悩ましい問題であることに違いないが、近年の改正点は外資を誘致する上でプラスとなり、ビジネス環境の向上へと繋がっていくであろう。

間接的移転

間接的移転(Indirect Transfer)は、インドに進出した外資企業の間で近年、話題を集めているも

のの一つである。

契機となったのは Vodafone の摘発事例で、Vodafone(オランダ)が、インドに 100%子会社を持つ持株会社(ケイマン)の株式を、Hutchison(ヴァージン諸島)から購入した際、Vodafone が購入代金支払いの際の源泉徴収義務を怠ったとして、07 年に当局より指摘された。裁判は長引いたが、12 年1月に最高裁において源泉徴収義務なしと判決が下され、実質の規定緩和が宣言されたと判断された。しかし、12 年予算案改正において、外国会社の株式であってもその価値が実質的にインドに存在する資産から生じていると判断される場合は、その株式はインドの資産とみなされることとされ、外国資産取引の際には留意されるべき問題点として、間接的移転が挙げられることとなったのである。

今回の改正においても、12 年に制定された間接的移転の規定が削除されることはなく、引き続き有効とされている。しかし、前向きな材料としては、政府が High Level Committee を新しく組織したことで、間接的移転課税の遡及適用から生じる問題は当該 Committee が吟味するとされる。High Level Committee の位置づけ、権限等の詳細な運用方法は現時点で確定されていないものの、近いうちに詳細が公表されることが期待されている。

以上の通り、概して直接税はインド・ビジネスにとって望ましい変更がなされたとはいえ、今後の更なるビジネス環境の向上が期待される。とりわけ、移転価格や間接的移転などによる政府の税制対策は外国投資家の投資意欲に大きく影響するため、今後の動向を注意深く見守

る必要がある。

※次回は第 37 号に掲載します。

石崎 弘典 (いしざき ひろのり)

米国会計士試験合格者
 エス・シー・エス国際会計事務所
 Corporate Catalyst (India)
 Deputy Manager



東京大学在学中の仏留学を経て、東京大学先端科学技術研究センターにて応用経済学の研究助手として勤務。在職中、米国会計士試験に合格し、2013年2月より現職。3月よりニューデリーに駐在し、現地進出日系企業に対する会計・税務・法務・労務関連のアドバイザーサービスに携わるほか新規進出企業への投資アドバイザーも行う。



【Vietnam】

物流分野の現地法人設立に関する 法令と実務上の留意点

グエン・ティ・タム I-GLOCAL CO., LTD

はじめに

現在、ベトナムにおいて外資物流企業は約 25 社しかないにも関わらず、市場シェア 70%~80% を占めている¹。一方、国内物流企業はまだ実務経験が少なく、インフラが発展途上であることもあって、競争力が高くないように見受けられる。こうした中、WTO加盟時の公約に基づき、ベトナム政府が 2014 年 1 月 11 日より外資企業に対して物流分野を開放したことを受け、ベトナムにおいて物流サービスを提供する外資企業の設立が増える傾向にある。ただし、開放と言っても、実際には 100%外資は認められておらず、合弁で設立せざるをえない規定が残っているため、外国出資者が行う予定のスキームの実施可能性を事前に調査する必要がある。本レポートでは、物流サービス開放規定および足もとの物流サービス関連ライセンス申請状況を説明する。

1. 物流サービスの定義・範囲

WTO 加盟公約では、物流サービスの一般的な定義は明確に定められておらず、構成する個々のサービス内容の定義が定められている。国内法令に関しては 07 年 9 月 5 日付けで政府が発行した政令 No. 140/2007/ND-CP が唯一、物流サ

ービスの定義を規定しているが、内容に不明確な部分が多い。

政令 No. 140/2007/ND-CP では、物流サービスには下記の通り 3 つの内容を含むと定められている。

No.	サービス内容	詳細
1	主な物流サービス	・商品積み降ろし(コンテナ積み降ろしを含む) ・倉庫および商品保管 ・運送代理店 ・補助サービス
2	運送関係物流サービス	国際海運、国内水運や海運、空運、鉄道運送、陸運
3	その他関連物流サービス	郵便、技術検査・分析、販売

なお、WTO 加盟公約と政令 No. 140/2007/ND-CP の間でサービス内容の詳細に異なる部分があるが、その場合、WTO 加盟公約が優先的に適用される。

2. 物流分野における外資出資比率

基本的に、物流分野は 14 年より 100%外資企業に対して開放することになっているが、ベトナム国内企業との合弁が必要となる項目を定めており、障壁が多く残っている。次頁の表に、WTO 加盟公約の内容に基づいた分野ごとの外資出資可能比率をまとめる。

¹ 2014 年 5 月 26 日付 地元紙『Nhip Cau Dau Tu』

なお、WTO 加盟時に開放を約束されていない分野でも、2国間協定である日越投資協定の対象分野であれば、基本的に同協定を優先的に適用できる。しかし、輸送サービスは、日越投資協定の対象外分野と規定されているため、下表のWTO 加盟公約に基づく規制がそのまま適用され

ることになる。

3. 現在の物流サービス関連ライセンス申請状況

物流分野の開放は 14 年より始まったばかりのため、現状は外資 100%で設立された事例は多くないものの、設立検討中の企業は増えているよう

【WTO 加盟公約に基づく分野別外資出資比率制限】

No	サービス内容	従前	外資開放後の取り扱い
100%外資企業の設立が認められる項目			
1	運送代理店サービス ※運送代理店サービスの内容:輸送およびそれに関連するサービスにかかる書類作成およびビジネス情報の提供を通して、運送の手配およびモニタリングをする事業など	2013 年末まで外資比率の上限 51%	2014 年 1 月 11 日から 100%外資可能
2	倉庫	2013 年末まで外資比率の上限 51%	2014 年 1 月 11 日から 100%外資可能
3	コンテナヤードサービス	2013 年末まで外資比率の上限 51%	2014 年 1 月 11 日から 100%外資可能
4	国際海運	2011 年末まで外資比率の上限 51%	2012 年から 100%外資可能
ベトナム国内企業との合併が必要となる項目			
1	通関手続き (Custom Broker)	2011 年末まで外資比率上限 51%	2012 年から外資比率上限 99%
2	運送に関する補助的なサービス: ・運送証券検査 ・貨物運送仲介サービス ・貨物鑑定(検品) ・サンプル採取および重量測定 ・貨物の受取および受入 ・運送証書準備	2013 年末まで外資比率上限 51%	2012 年から外資比率上限 99%
3	コンテナ積み降ろし ※空港でのコンテナ積み降ろしサービスが提供されない場合	合併会社で外資比率上限 50%	同左
4	国内水運や海運	合併会社で外資比率上限 49%	同左
5	鉄道運送	合併会社で外資比率上限 49%	同左
6	陸運	合併会社で外資比率上限 51%	同左
7	空運	原則として、ベトナム代理店を通して航空券を販売しなければならない	

である。実際の進出に当たっては、事業分野ごとに進出形態を検討するが、下記のスキームがよく見受けられる。

(1) 実際の運送を含めたパッケージ・サービスを提供する企業の設立

商品積み降ろしから商品保管、商品運送まで、顧客にパッケージでサービスを提供する目的で、上記の「主な物流サービス」および「運送関係物流サービス」をすべて提供する企業の場合、国内水運、海運、鉄道、陸上などの輸送ライセンスの申請が必要となるが、前頁の表の通り、外資出資比率 49%までに制限される内容があるため、外資出資比率 100%の申請が認められていない。

例えば前頁表中、2の倉庫サービスは 14 年から外資出資比率 100%が可能になったが、同6の陸運(トラック)の場合は最高外資比率 51%しか認められていない。そのため、上記のようにパッケージ・サービスを提供する企業の場合、外資比率 100%での設立は不可能であり、ベトナムパートナーとの合弁が必要となることに留意されたい。

(2) 運送代理店としての企業設立

運送代理店は、実質的には自ら物流業を運営せず顧客から依頼を受けて元請になり、実際の業務はすべて運送会社に委託することを目的として設立される。

政令 No. 140/2007/ND-CP によれば、運送代理店の業務には通関サービスも含まれるが、WTO 加盟公約によれば、運送代理店と通関サービスは別々に分けられ、外資出資可能比率も異なる。前述の通り、WTO 加盟公約が優先的に適

用されるため、通関サービスは運送代理店に含まれないと解釈される。

現在、WTO 加盟公約でもベトナムの政令でも、外注する部分について自社が元請になれるかどうかは不明のままになっている。一方、国際的な実務では、運送代理店=Forwarder であり、外注する部分は自社が元請になれると理解されている。ベトナム政府も実際の適用可否については分からないところが多いため、ライセンス取得の可否(元請になれるかどうか)は不明であるが、将来的にライセンス発行部門は国際的な実務に従うものと推測できる。

ベトナム税務上の取り扱いについては、上記の通りライセンス上の取り扱いがまだ不明であるため、以下のような税務上のリスクがある。ベトナムでは通常、対象年度の3~5年後に税務調査が入り、申告・納税状況をチェックする。将来的に税務調査が入った際に、税務局が運送代理店は元請になれないと判断した場合、顧客に提供した運送代理サービスからの売上に対する費用(仕入としての運送会社への外注費など)は損金算入を認めないと指導されるリスクがある。

ただし、将来的にはベトナムは国際的な定義・実務に従うものと推察されるので、運送代理店の業務範囲は世界の定義(運送代理店=Forwarder)と同じになるものと考えられる。また、将来の税務調査の対応のため、ライセンス申請時に、書類の中で Forwarder の事業内容や元請のスキーム等を明確に説明して、役所に提出した後、これら書類を保管することをお勧めする。

(3) 運送の補助的なサービス

上記の「運送関係物流サービス」以外に、運送の補助的なサービスを提供したい企業もある。WTO加盟公約によれば運送の補助的なサービスは、運送証券検査・貨物運送仲介サービス・貨物鑑定・サンプル採取・重量判定・貨物鑑定・貨物の受取・受入サービス・運送証書準備サービスを含むが、ベトナム国内の法令では規定されていない。なお、外資出資比率は99%まで認められる。

4. 物流会社設立ライセンス申請プロセスおよび実務上の留意点

(1) ライセンス申請プロセス

現地法人(外資100%企業および合弁企業ともに)設立ライセンスの申請書類は管轄地方の計画投資局に提出する。計画投資局は申請書類の審査を行い、審査結果を同地方の人民委員会に報告し、人民委員会はその報告に基づきライセンスを発行する。

物流分野の場合、人民委員会に報告する前に中央レベルの政府機関の承認を得る必要がある。物流分野によってその中央機関が異なるが、通常は商工省、交通運輸省(運送サービス申請の

場合)、建設省・環境資源省(倉庫サービス申請の場合)となる(図1)。

なお、申請してからライセンス取得するまでは通常2~3カ月程度かかる。

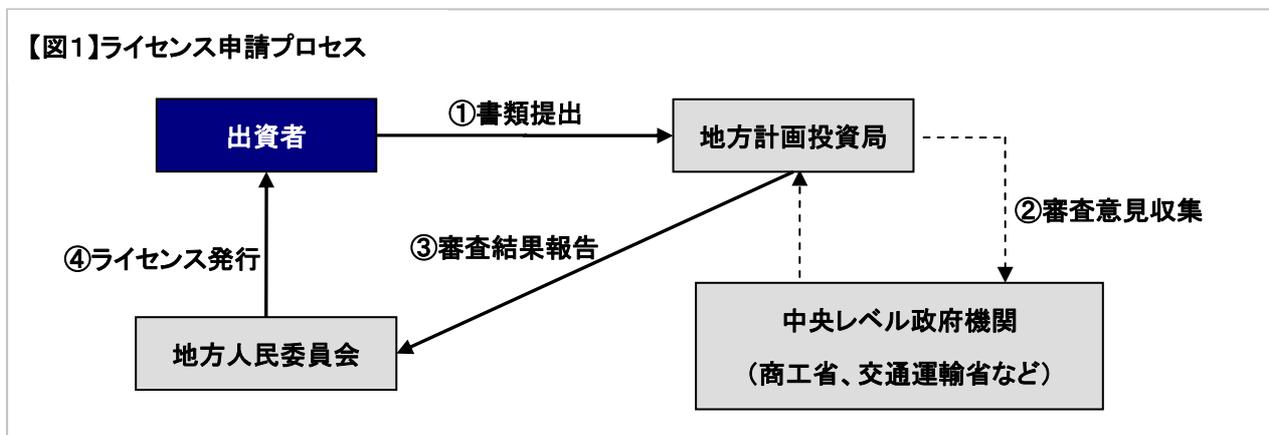
(2) 実務上の留意点

① 出資者の実績・経験の証明

国内物流企業にはまだ実務経験が少なく、インフラも未整備であるため、ベトナム物流業が外資物流企業から実務経験およびノウハウの導入をいかに進めるかを含めて、ベトナム政府は物流関係ライセンスの発行を検討する。したがって、投資家は物流分野における実績や経験およびベトナムの経済・物流業への貢献をアピールすることが望ましい。

② 活動期間の制限

ベトナム投資法では、投資家は投資案件の活動期間を選択する権利があると規定されている。しかし実務上、非製造業は投資額や労働者数が製造業に比べて少ないため、ライセンス上の活動期間が短縮される傾向にある。特に、最近ホーチミン市で設立するサービス会社の場合はライセンス期限を10年間とされるケースが多く、なかには



5年間とされるケースもある。原則、活動期間満了時には延長申請が可能であるが、現時点では、まだ活動期間を満了する企業がないため、事例がなく、実際に認可される確証はない。

終わりに

ベトナムの物流分野は、市場規模が年率 25% の伸びを示す²など、多くの外資投資家を惹きつけている分野である。14 年の物流分野開放で、DHL Supply Chain、Maersk Logistics、APL Logistics、NYK Logistics、MOL Logisticsなど、既にベトナムに進出済みの国際大手物流企業の事業拡大、および新規の外資進出がますます増えることが予想されている。一方、上記の通り外資 100%企業の設立にはまだ制限があるため、今後、豊かな経験と高い資金力、および広域ネットワークを持つ外国企業と、倉庫や工場等の確保において優位性がある国内企業との協業・協力もいっそう進むものと考えられる。

現状の国内法令規定は不明な部分が多く、今後、新しい法令の発行が予測されるため、当該分野への進出を検討する企業は、最新の法・規制や許認可・運用状況を適宜アップデートされることをお勧めしたい。

※ 参考文献

- ・ WTO 加盟公約
- ・ 2007 年 9 月 5 日付け政府発行政令 No. 140/2007/ND-CP

※次回は第 38 号に掲載します。

² 2012 年 10 月 6 日付 地元紙『Dien dan kinh te Vietnam』




NGUYEN THI THAM
(グエン・ティ・ターム)
シニアスタッフ

1987 年生まれ。ホーチミン市貿易大学国際経済学科卒業後、I-GLOCAL CO., LTD.に参画し、投資・人事・労務コンサルティングに従事。

Business **【Singapore / Malaysia】**



シンガポールおよびマレーシアにおける 個人情報保護法

山中 政人 西村あさひ法律事務所

はじめに

ASEAN 地域に進出する日本企業が対応を迫られる新たな法律が各国で制定されつつあります。それは個人情報保護法です。アジア諸国の一部ではいまだに個人情報の売買など不適切な取り扱いがあり、昨今の個人情報保護法制定の流れは時流に合ったものといえそうです。シンガポールでは 2013 年1月に個人情報保護法(Personal Data Protection Act 2012 (No. 26 of 2012)。以下、シンガポール PDPA)が施行され、そのうち個人情報の保護に関する規制が 14 年7月より適用されています。そして、マレーシアでも、10 年に国会を通過した個人情報保護法(Personal Data Protection Act 2010。以下、マレーシア PDPA)が 13 年 11 月に施行され、14 年2月に適用開始となっています。今回は、シンガポールおよびマレーシアの個人情報保護法について概説します。

1. シンガポール PDPA の重要部分の効力発生

(1) 個人情報保護法重要部分の効力発生

12 年1月2日に施行されたシンガポールPDPAの個人情報の収集、使用および開示に関する規定部分が、1年6カ月の猶予期間を経て、14 年7月2日に適用開始となりました。上記の猶予期間の間、シンガポールPDPAの適用対象となる企業

等がこれに備えることができるよう、シンガポール PDPAの内容を例などを用いてより具体的に説明したガイドライン¹も、個人情報保護委員会(Personal Data Protection Commission。以下、PDPC)により公表されています²。

(2) 保護・規制対象

シンガポール PDPA では、保護の対象となる個人情報を「真実であるか否かを問わず、当該情報から、または当該情報とその企業等がアクセス可能な、またはアクセス可能であろうその他の情報と合わせて、その個人が識別可能な情報」と定義しており、上記に該当する限り、健康、雇用、財務状況などあらゆる個人に関する情報や、電子的なものか否かなどを問わないあらゆる形式の情報が、原則として PDPA の対象となります。また、ここで保護される個人とは自然人を意味しますが、日本の個人情報保護法とは異なり、死後 10 年を経るまでは死者の個人情報についても一定の保

¹ The advisory guidelines on key concepts in the PDPA および The advisory guidelines on the PDPA for selected topics 等

² なお、シンガポール PDPA の適用開始前に収集した個人情報については、原則として、収集時点の目的の範囲内での個人情報の使用である限り、シンガポール PDPA の対象外となります。ただし、その個人情報に係る個人から同意の撤回や使用をやめることが求められた場合には、当該個人情報を以後使用することはできなくなります。また、目的外に使用する場合には、改めて当該個人からの同意を得る必要が生じます。

護がなされることとなります。

規制対象とされている「企業等 (organization)」には、シンガポール法に基づき設立されたものであるか、シンガポールの居住者であるか、シンガポールに拠点を持っているか、シンガポールでビジネスを行っているかなどを問わず、一切の個人、企業、団体、結社、組合または非法人企業がこれに含まれるものとされています。

(3) 個人情報の取得、使用および開示に関するルール

シンガポール PDPA は、下表の 10 原則により、個人情報の保護を図ろうとしています。主なポイントは以下の通りです。

① 目的の開示と同意取得

企業等は、個人情報の取得、使用または開示に対して、その個人からの同意を得なければなりません。同意の取得前に、個人情報の取得、使用または開示の目的を当該個人に伝えることが求められています。その目的は「合理的な人が適

切と考え得る」ものである必要があるとされています。

また、個人情報が当初と異なる目的で使用される場合には、改めて当該個人から同意を取得することが求められています。さらに、商品やサービスの提供を行うために合理的とされる範囲を超えて、商品やサービス提供の条件として個人情報の収集、使用または開示に対する同意を求めることは、禁止されています。

同意をした後も、個人は、同意を撤回する権利を有し、その場合には、企業等は、撤回を受けた個人情報の使用等が禁止されます。

個人が企業等から目的の説明を受けた個人情報を自ら提供した場合には、当該個人からの明らかな同意がなかったとしても、当該個人からの同意があったものとみなす、いわゆる「みなし同意」の規定も設けられています。

上記のとおり、個人情報の取得・使用・開示については、当該個人からの同意を取得するのが原則ではありますが、個人の利益または健康、生命もしくは安全のために必要なもので、緊急性が高い場合や、法律により許容される場合等、一定の場合などには、個人からの同意がない個人情報の取得、使用または開示も許容されています。

② アクセスおよび取得に関するルール

原則として、企業等は、当該企業等に保有される当該個人の個人情報にアクセスできるようにするための手続きを準備し、個人からの請求があれば、当該個人情報の使用方法についての情報や当該個人情報が開示された他の企業の名称など

【シンガポール PDPA の 10 原則】

- ① 同意原則
- ② 目的による制限原則
- ③ 告知原則
- ④ アクセスと是正原則
- ⑤ 正確性の原則
- ⑥ 保護原則
- ⑦ 保持制限原則
- ⑧ 移動制限原則
- ⑨ 開示原則
- ⑩ 説明原則

を提供しなければなりません(ただし、個人情報
が商業的な機密情報である場合など、個人の
アクセスを認めなくてもよい場合も認められ
ています)。

③個人情報の正確性、保護および保持に 関するルール

シンガポール PDPA には、企業等が取得した
個人情報をもとに当該個人に影響のある何ら
かの決定を行う場合、または他の企業等に
当該個人情報を開示する場合などには、当
該情報が正確なものであるよう努めなけれ
ばならない旨の企業等の義務が規定され
ています。また、企業等は、自ら保有する
情報などについて、権限のない者による
アクセス、取得、使用、開示、コピー、
修正、廃棄その他の類似のリスクを回避す
るための合理的な施策をとることも求めら
れています。さらに、個人に直接影響のある
事項の決定を行うために個人情報を使用
する場合、当該情報の使用後においても
十分な期間、当該情報を保持しなければ
ならないとされています。

なお、シンガポール PDPA では、個人
情報の受領先がシンガポール PDPA に
相当する個人情報保護を行うものでない
限り、企業等が個人情報をシンガポール
外に移動させることを禁止しています。

(4) Do Not Call Registry

シンガポール PDPA の特徴として、
また、日本の個人情報保護法にない制度
として、Do Not Call Registry (以下、
DNC Registry) という制度があり
ます。これは、業者等が一定の登録をし
た個人に対して、電話やいわゆるショ
ートメール(以下、

SMS) などのテキスト・メッセージ、
およびファックスでのメッセージを送
信することを防止するための制度です。
これにより、DNC Registry をして
いる者に対しては、電話やショートメ
ールでのマーケティング活動はできな
いこととなります。

(5) 罰則

シンガポール PDPA 上、PDPA の
違反者については、差押品の没収と
ともに、1万シンガポールドル以下の
罰金もしくは3年以下の懲役または
その双方、違反状態が継続する
場合には1日につき1,000シンガ
ポールドル以下の罰金などが科され
ることが規定されています。

また、取締役などの役員の同意・
黙認または職務怠慢などにより
PDPA 違反が生じたことが証明
されれば、その役員の属する法人
とともに、当該役員も PDPA 違
反の責任を負うこととされていま
す。さらに、従業員による PDPA
違反は、その雇用者の責任となる
場合があります。

2. マレーシアの個人情報保護法

(1) 保護・規制対象

マレーシア PDPA は、個人情報
を取り扱う業種を問わず適用され
る横断的な法律ですが、大きな
特徴として、保護される個人
情報に「商行為に関するもの」と
いう限定がなされています。すな
わち、保護対象となる「個人
情報」は、

- ① 商取引に関するものであること
- ② 自動的に処理される機械・装置
により、その全部もしくは一部
が処理もしくは記録される
ものであること、または個人
に関する

情報で一定のファイリングシステムに記録された、もしくは記録されるものであること

- ③ 当該情報が、直接または間接に、当該情報または情報利用者の保有するその他の情報から識別される人物(以下、本人)に関するものであること

という3つの要件をすべて満たすもの、と定義されています。ここでの商取引は、契約の有無にかかわらず、商業的性質を有するあらゆる取引を含むと定義されているため、企業がその商業活動に際して取得する個人に関する情報は、広くマレーシア PDPA 上の「個人情報」にあたるといえます。

また、規制対象は、情報利用者と情報処理者です。

「情報利用者」とは、単独または共同で個人情報を処理し、または個人情報をコントロールする者もしくは処理する権限を与える者をいい、追って指定される一定の情報利用者についてはマレーシア PDPA に基づいて登録が必要になります。「情報処理者」とは、情報利用者のために個人情報を処理する者をいい、具体的には、情報利用者から情報処理のアウトソースを受ける者をいいます。

なお、規制の対象行為である「処理」とは、「個人情報を収集、記録、保持、操作することまたは個人情報の操作を行うこと」と定義されており、個人情報を取り扱う多くの行為が対象となります。

適用範囲ですが、マレーシア PDPA は、マレーシア国内で処理することを予定していない限り、個人情報が国外で処理される場合には適用され

ません。なお、マレーシア PDPA では、本人の同意がある場合、契約上必要な場合、または大臣が指定した場所・国へ移転する場合を除き、個人情報の国外への移転を禁止しています。現時点でどのような場所への移転が例外的に認められるかの指定はなされておらず、企業においては、取得した個人情報をマレーシア国外に移転させるには、本人の同意を取得しておくことが慎重な対応であると思われます。

(2) 原則

マレーシア PDPA は、以下の7つの原則により、個人情報の保護を図ろうとしています。

【マレーシア PDPA の 7 原則】

- ① 一般原則
- ② 通知及び選択原則
- ③ 開示原則
- ④ セキュリティー原則
- ⑤ 保持原則
- ⑥ 情報の完全性の原則
- ⑦ アクセス原則

① 一般原則
— 情報利用者は、本人の同意

なくして個人情報を処理できません。ここでの「同意」は書面であることは求められていませんが、本人の心身の状況に関する情報、政治的意見、信条等の「センシティブ個人情報」については、当該情報を処理する必要性に加え、本人の明確な同意が求められています。

② 通知および選択原則 — 情報利用者は、本人に対し、書面にて、本人の個人情報が処理されていること、処理目的、情報源、本人がその情報にアクセスし訂正を求める権利があること等を通知しなければなりません。

③ 開示原則 — 情報利用者は、本人の同意

なくして個人情報を第三者に開示できません。ただし例外的に、法律や裁判所の命令に基づく場合、犯罪の捜査・予防目的の場合や捜査の際には開示することができます。

④ セキュリティー原則 — 情報処理者は、個人情報を処理する際、個人情報の漏えい、不正利用、改変、権限のない、もしくは偶発的なアクセスや開示、破壊等を防ぐ体制を整備しなければなりません。

⑤ 保持原則 — 個人情報は、必要な期間を超えて保持されることのないようにしなければなりません。また、個人情報が不要となった場合には、情報利用者は、情報を破壊し、完全に消去するための合理的な施策をとらなければなりません。

⑥ 情報の完全性の原則 — 情報利用者は、収集し、処理することを予定している個人情報が、正確で、完全で、誤解を招くことなく、また最新の状態であることを保持しなければなりません。

⑦ アクセス原則 — 本人は、情報利用者に保有されている自分の個人情報にアクセスし、かつ、その情報が不正確、不完全、または誤解を招くものであったり、最新の状態でなかった場合には、当該情報を訂正する権利が与えられます。

(3) 罰 則

情報利用者が上記の原則に違反した場合、30万リングット(約 900 万円)以下の罰金もしくは2年以下の懲役、またはその両方が科されます。また、本人の同意なく、情報利用者の保有する個人情報を収集しもしくは開示した者、または収集したその個人情報を譲渡した者は、50 万リングット(約

1,500 万円)以下の罰金もしくは3年以下の懲役、またはその両方が科されます。

また、会社が違反した場合には、違反時点で役員やマネージャー等であった者にも刑罰が科される可能性がある点も留意が必要です。

結 語

シンガポール、マレーシアの個人情報保護法は、日本の個人情報保護法とも多少異なっており、シンガポール、マレーシアに子会社等を保有する企業は、日本の個人情報保護法を遵守していれば、これらの国々をカバーできるとは限りません。この点、現地の法律事務所等と相談し、コンプライアンス違反を生じさせないよう注意が必要です。

※次回は第 39 号に掲載します。



西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI

山中 政人 (やまなか まさと)
カウンセラー弁護士
シンガポール外国法弁護士

2000 年慶應義塾大法学部法律学科卒業、2002 年 10 月弁護士登録(第二東京弁護士会 55 期)。2011~12 年 Norton Rose 香港へ出向。2012 年シンガポール外国法弁護士登録。現在、西村あさひ法律事務所シンガポール事務所共同代表。香港・シンガポール証券取引所上場等、日本企業のアジア進出を広くサポートしています。

Business 【Malaysia】



マレーシアの GST と 外国企業への影響

平松 直樹 フェアコンサルティング クアラルンプール

マレーシアの GST (Goods and Services Tax) は 2015 年4月からの開始予定に向け、GST の事業者としての登録を開始しており、少しずつですが GST の登録事業者として登録手続きを終了している企業が増えています。

GST は日本の消費税に相当する制度で、生産や流通のそれぞれの段階で、商品や製品などが販売されるたびに、その販売価格に6%(標準税率)の GST が上乗せされますが、実質的に GST を負担するのは最終製品の消費者となります(図1)。

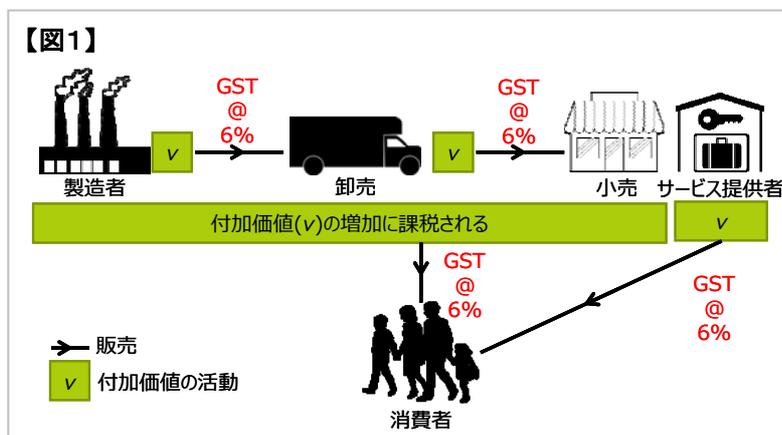
なお、マレーシアでは従来、消費に対する税金として飲食店やコンサルティングフィーに対して課税される Service Tax や製造業や輸入取引に対して課税される Sales Tax という税金がありましたが、GST の導入に伴い GST に統合されます。

GST 課税対象事業者

マレーシアで GST の対象となる事業者は、法人の他に個人やパートナーシップなども含まれ、マレーシア国内で GST の課税対象となる取引が年間 50 万リンギット以上であることが、過去の取引実績や将来の取引予測から予定される者となります。該当する事業者は GST の登録を行う必要があり、GST の登録を行わなかった場合には、罰則が適用されます。

GST の課税事業者はその売上に応じて、以下の課税期間の翌月末までに GST を申告・納付しなければなりません。

- (ア) 年間売上が 500 万リンギット未満の場合・・・3カ月毎
- (イ) 年間売上が 500 万リンギット以上の場合・・・1カ月毎



マレーシアの GST は ASEAN 諸外国と同様にタックス・インボイス方式を採用しており、GST の課税事業者として登録を行わない限り、GST の税ナンバーを取得できないため、顧客に対し GST を請求することができません。また、売上 GST から差し引く、仕入 GST の金額を証明するには、同様にサブ

イヤ等から入手したタックス・インボイスが必要となります。

一方、事業者によっては、輸出取引(zero-rate)の割合が多い場合や多額の設備投資などで、売上が年間50万リンギットの基準に満たない場合でも、仕入GSTの還付が想定される場合があります。そのような状況を考慮して、任意での課税事業者の登録が認められています。なお、任意でGSTの課税事業者として登録した場合、2年間は登録・申告を継続しなければなりません。

タックス・インボイスとは GST の課税事業者が発行する請求書で、仕入税額控除の対象となるタックス・インボイスについては、下記のすべての事項が記載されている必要があります。

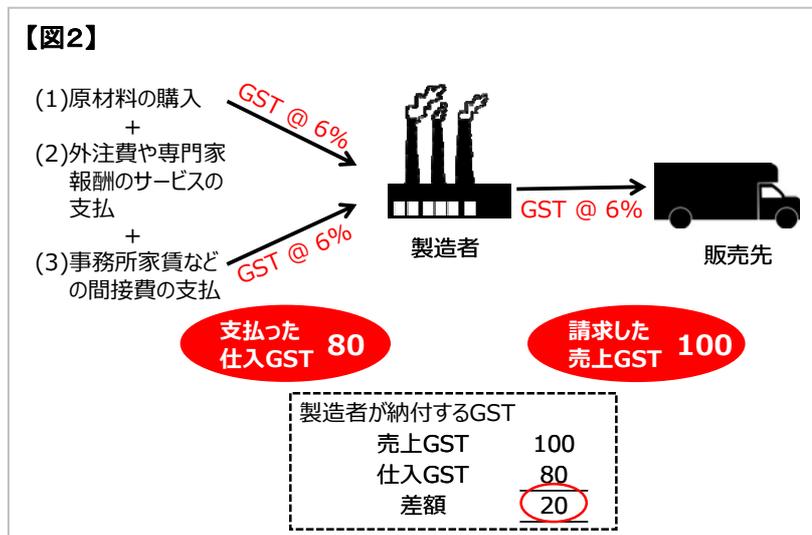
- (ア) TAX INVOICE(タックス・インボイス)という文言
- (イ) シリアルナンバー
- (ウ) 発行日
- (エ) 発行者の名前、住所、GST の登録番号
- (オ) 請求書の発行先(カスタマー)の名前と住所
- (カ) 提供した物品、サービスの内容、数量および金額 (GST を含まない)、課税、非課税等の区分
- (キ) 値引き金額
- (ク) 課税/非課税等を分けた GST 課税前の合計金額、税率および税額
- (ケ) GST 課税後の合計金額

GST 課税対象と税率

GST の仕入税額控除とは、課税期間において GST の納税を行なう際に、売上 GST から差し引くことができる仕入 GST の金額をいいます(例:図2)。仕入税額控除の計算については、タックス・インボイスに基づいて行われ、タックス・インボイスがなければ GST の仕入税額控除は認められません。また、非課税取引(Exempt-rate)に関連する仕入 GST は控除できません。

GST は課税取引と非課税取引に分類されます。課税取引は6%の標準税率(standard-rate)が課税される取引と、米、肉および野菜などの生活必需品や輸出取引などのゼロ税率が適用される免税取引に分類されます。

非課税取引は金融、教育、医療サービスやバスやタクシーなどの公共交通機関、居住用の土地および建物の販売や賃貸などが該当します。非課税取引は GST を販売先等に請求できないことは免税取引と同じですが、関連する仕入 GST が控除できないことが異なります(次頁表1)。



製品等の輸入については、輸入の際に税関においてGSTが課税されます。税関により課税された GST の税額が仕入税額控除の対象となります。なお、マレー

【表1】

取引区分	課税取引		非課税取引 (Exempt-rate)
	標準税率 (Standard-rate)	免税取引 (Zero-rate)	
税率	6%	0%	0%
仕入税額控除	可	可	不可

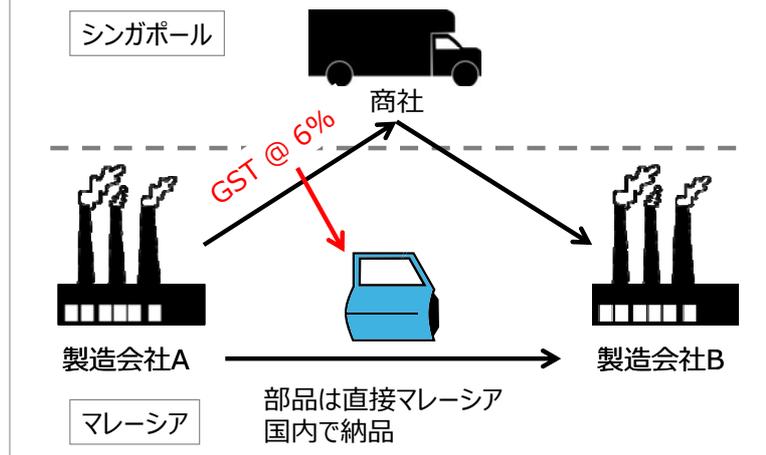
シア国外の者からの技術供与や無形資産の提供など、マレーシアで消費されるサービスの提供を受ける場合は、サービスの輸入に該当します。サービスの輸入については、サービスの提供を受けたマレーシアの企業等が納税を行いません。これをリバースチャージ方式といいます。

外国企業の中には、マレーシアには法人はないもののマレーシアで取引を行なっている会社があります。このような外国企業の場合、GST の導入により影響を受ける可能性があるため、留意が必要となります。

例えば、マレーシアの製造会社 A が製造した部品を、シンガポールの商社が購入し、マレーシアの製造会社 B に納めるような場合、商取引(インボイス)はシンガポールを経由していますが、実際の部品はマレーシア国内の物流で納品されることとなります。この場合、マレーシアの製造会社 A からシンガポールの商社が購入する取引は、マレーシア国内に部品があるため、GST の取り扱いにおいては、輸出取引ではなくマレーシアの国内取引となります。そのためシンガポールの商社は、6%の標準税率相当が仕入価格に上乗せされることとなります(図3)。

シンガポールの商社がこの問題を解決するた

【図3】



めには、この商取引を見直すか、マレーシアで GST の課税事業者(非居住法人)として登録することを検討する必要があると考えられます。

※次回は第 39 号に掲載します。



FAIRCONSULTING GROUP

平松 直樹
(ひらまつ なおき)
Fair Consulting Malaysia
フェアコンサルティング クアラルンプール

KPMG 税理士法人出身。トランザクションアドバイザー部門の一員として、不動産投資、海外企業の買収、グローバルでの組織再編など大規模案件をマネジャーとして担当。専門は複数国に渡る取引に対する税制を検討する国際税務。現職では企業の進出から、会計・税務にかかる戦略的なアドバイスなど、多様な業務を提供している。

Business 【China】



ストライキの原因分析および法的対応

韓 麗芳 君澤君法律事務所上海分所

ストライキは企業に莫大な経済的損失をもたらすだけでなく、企業イメージやブランドにマイナスの影響を及ぼします。頻発する労使の衝突に対し、如何にこれを予防し、ストライキが起きた場合にどう対応するかは、企業経営者にとって切迫した問題といえます。本稿ではストライキに関する法律・法規および発生原因について分析するとともに、事例と合わせて法的リスクを回避するための関連措置をまとめます。

一、ストライキ発生時の主な直接的原因

近年、中国各地で頻発しているストライキの大部分は外商投資企業で発生しています。そして、企業経営上のいかなる重大な変動も、ストライキを起こす直接的な「導火線」となり得ます。したがって、ストライキの直接的原因を解明することができれば、企業が下記のような重大な経営判断を行う際、労働者の問題について対応策を慎重に考慮し、相応の準備と予防策の立案に役立てることができると考えられます。

1. 会社の合併

合併は、会社の株主、社名、法定代表人などの変化に過ぎず、会社という法的主体は変化がないにも関わらず、しばしば労働者がストライキを起こす理由となります。背景には、会社という概念が抽象的であり、労働者が心の中で、「オーナーは我々の仕事に責任を持つ」という考えを持っていること

にあります。このため労働者たちは、新しい株主と新しい経営陣が入ることで、リストラまたは新しい給与・福利厚生制度が導入されるのではと懐疑的になり、ストライキが起こる確率が大幅に上がるのです。実際に、マイクロソフト社がノキア社を買収する際、ノキア社の広東省にある工場でストライキが発生したほか、グーグル社がモトローラ社を買収する際も、中国モトローラ社でストライキが発生しました。筆者も上海にある日系企業で、日本の株主が株式を中国の株主に譲渡する際、労働者がストライキを起こした事件に遭遇したことがあります。

2. 給与体系・福利厚生制度の調整

給与体系と福利厚生制度の調整は労働者にとって非常に敏感な事項です。多くのストライキ事例において、会社が労働者の勤労意欲をより奨励するために、新しい業績評価制度または賞与の計算方法を制定したことが、ストライキの原因となっています。もちろん企業側から見ると、これら制度導入の根本的な出発点は労働者の所得を増やし、企業の利益を上げるため、すなわち相互利益を目的とするものですが、労働者への説明が不足していると、「賃金引き下げ」と誤解され、大規模なストライキが発生することになってしまうのです。

3. 法律・法規の整備による労働者の支出増加

これは中国において労働関連法規が整備される

過程で発生する特殊な状況といえます。多くの企業が農民工、すなわち出稼ぎワーカーを雇用していますが、これまでは農民工の社会保険制度への加入は看過されてきました。しかし、社会保険制度の整備とともに、農民工についても社会保険への加入、すなわち社会保険金の納付が求められるようになっていきます。会社が社会保険制度への加入を実行することは奨励されるべきことです。一方で、農民工にとっては、「社会保険金」は長期的かつ予測できない所得であり、社会保険金を納付すると、手取りの所得は少なくなる——と、多くのストライキの直接的な原因となってしまっているのです。

二、ストライキ発生 の 深層原因

近年発生した日系企業におけるストライキの調査を通じて感じるのは、労働条件に対する不満から発生したと思われるケースが多いことです。根底には、中国の経済成長に伴って物価が持続的に上昇したことで、給与が引き上げられ、目の前の基本的生活を満たすことはできても、より良い生活を望む労働者のニーズまでは満たすことができないことがあります。

労働者の給与に対する不満を具体的にみると、大きく2種類に分けられます。一つは同一区域、同一業界の他社に比べて給料が低いこと、もう一つは社内の給料格差が大きいことです。労働者は給料について不満を持っていても、会社に直接、賃上げの要求することは現実的でなく、また仮に要求しても会社は何らかの口実で拒否する可能性が高いのが実情です。そこで自分たちの要求を迅速に実現することはできないかと考え、ストライキが問題解決に最も有効的であると思ってしまうのです。

また、近年の若年労働者は権利意識が高まると

同時に、微信などの社交ネットワークで随時、情報交換ができるようになっていきます。こうしたことも、ストライキが以前より頻発する原因の一つと考えられるでしょう。

三、法律・法規のストライキに関する規定

中国の現行憲法、即ち 1982 年に修正した憲法は、公民権の中にストライキの権利を規定していません。ストライキに関連した主な法規は「労働組合法」第 27 条で、「企業・事業体に操業停止、サボタージュが生じた場合、労働組合は職員・労働者を代表して企業・事業体または関連方面と協議して、職員・労働者の意見と要求を伝達し、解決の意見を提示しなければならない。職員・労働者の合理的意見に対し、企業・事業体はこれを解決しなければならない。労働組合は企業・事業体と協力して仕事を進めて、生産や仕事の秩序をできる限り早く回復させる」としています。

ただし、「労働組合法」第 27 条は一見、中国でのストライキおよびストライキに対応する法的根拠のように見えるものの、その上位にある憲法もその他の法律も労働者が「ストライキの権利を有する」ことを明確には規定していません。また、ストライキの権利保障およびストライキの権利行使の具体的規範がないことから、中国の集団労働紛争および集団行動への対応について、明示された法規が乏しいのが現状です。

四、ストライキ発生後の企業の対応措置

上記の事例と近年発生したストライキでの筆者の経験を合わせ、ストライキの発生後、企業は下記の対応措置を取ることができると考えます。

1. 危機渉外処理班を組織してストライキの発生経緯を解明し、ストライキに参加した労働者と協議し、労働者の要求を理解する

ストライキが発生した場合、会社はまず危機渉外処理班を組織し、労働組合とともに、労働者がストライキをした経緯を調査し、労働者の要求を把握することで、解決に向けた方向性を正確に判断する必要があります。その後、ストライキに参加した労働者と調停、協議、話し合いを行い、労働者の要求を正確に理解します。

話し合いは、労働者側にリーダーがいればリーダーと、リーダーがいない場合は個々の労働者と個別に話し合いを行います。話し合いにはテクニクが必要で、労働者の要求に対し、合理的でない要求に対しては断固として拒否する姿勢を示し、合理的な要求に対しては会社はその要求を重視し、解決案を検討する姿勢を示すとともに、労働者に対し、結論が出るまで冷静さを保ち、正常に通勤するよう伝えます。

労働者との話し合いにあたっては、下記の点に注意が必要です。

1. 労働者が提示した要求に代表性があるかどうか、どの部署、どれくらいの労働者に影響するものであるかを即時に分析する。同時に、労働者の要求によって生じる他の労働者との利益の差を分析する。個々の労働者または一部の労働者の利益は必ずしも同様ではないため、その差を見つけ出し、労働者にその利益の差について説明して冷静さを保つよう説得する。
2. 法律専門家に、労働者の要求の合理性と

適法性を確認する。法律および社内規則・制度に基づき、労働者とコミュニケーションを取り、労働者の不合理な、あるいは法的根拠のない苦情について、労働者に不合理であることを明示することで、法的に労働者を説得する。もちろん、大多数の労働者が同様の苦情を訴える場合には、一部は合理性があるとも考えられるので、不合理な部分を取り除き、合理的な苦情には正確に対処しなければならない。

3. ストライキが発生した後、まずはストライキ事件に参加した労働者の訴えを整理するとともに、ストライキに参加しなかった労働者の理解を得る。労働者の理解を得る際は、会社は、法律・法規制度から出発して、労働者に事態の原因および会社の積極的な態度を説明し、特に動揺している労働者にストライキの不合理性および不適法な点について説明すると同時に、労働者に異議がある、または意見の相違がある場合、あるいは自身の訴えが聞き入れられないようであれば、正規ルートを通じて対処、つまり仲裁および裁判所等を通じて解決すべきことを説明する。

2. 労働者の要求を部分的に満足させる

労働者の要求に対し、ただちに待遇を改善することが、ストライキに参加した労働者の要求を満足させるとは限りません。会社は、将来の一定期間において徐々に改善していくこと——例えば、年末の業績評価手当や、賞与の支払額を増加することで要求にこたえることも可能です。要するに、一度に解決してしまおうと、労働者のすべての要求を受け

入れるべきではなく、できるだけ労働者の一部の利益を変則的に満足させるべきと考えます。

3. 現地政府の商務、警察、労働等の関連部門に報告し、政府の支持を得るよう準備する

ストライキの発生後、ストライキの参加者が10人以上である場合、または会社での集団行為が会社の正常な生産経営に影響を与える場合、あるいはストライキの参加者と参加していない者との間で衝突する可能性がある場合は、直ちに警察に報告し、公安機関により現場の秩序を維持することが重要です。公安機関が現場にいる状況であれば、ストライキの参加者は法律の制約のもとで穏やかに協議・話し合いに応じる可能性があり、過激な行為も発生しにくくなります。もし過激な行為がある場合は、公安機関により強制措置を採ることもでき、事態のさらなる悪化を避けることができます。

4. ストライキ解決後の労働者に対する奨励および個別の劣悪な労働者に対する処罰等

ストライキの解決後、労働者が適宜反省し、教訓を得ることができるよう、労働者の待遇を高めて前向きに仕事ができるよう奨励し、福利厚生を向上させて、同じ事件が再び起きることを回避します。ストライキ中、悪質な扇動をした労働者に対しては、相応の処罰を与え、賞罰を明らかにする必要があります。

五、ストライキの日常的な事前防止策

労使が対立するリスクは、突発的に起きるものではなく、その多くは長期間にわたり、少しずつ積み重ねられ形成されます。従って、専門家に定期的に労使関係を分析、評価してもらうことが重要となりま

す。ストライキを事前に防止するという観点から、企業は以下の各方面に注意しなければなりません。

1. 労務管理

労務管理の徹底的な合法化はストライキ防止の基本原則の一つです。具体的には、以下の対応が含まれます。

(1) 賃金、部署、賞罰、社内規則制度面において、関連する法律を厳格に遵守する

例えば、賃金の規定は、必ず法律規定による最低賃金基準を守らなければなりません。また公平かつ合法的な賃金システムを構築し、労働者の部署を勝手に変更したり、調整したりしてはなりません。

特に社内規則制度は、必ず法律に従った手順を踏んで制定することが重要です。社内規則制度が法的効力を発生するには、以下の3つの面の要件を備える必要があります。即ち、①各条項の内容が合法かつ合理的であり、民主的なプロセスと公示のプロセスを経ていること。民主的なプロセスは、会社が重要な規則を制定する場合に、労働組合の意見に耳を傾ける必要があります。そして②労働者代表大会または他の形式を通じて、労働者たちの意見と提案を聴取します。さらに③公示のプロセスは法律の規定に従い、特定のプロセスを通じて、社内規則制度や重要事項を労働者たちに知らしめ、それによって規則や重要事項をしっかりと守ることができるようにします。

(2) 社内規則を細分化し、操作を簡便化する

企業による労働者への制約と賞罰の根拠として、経営陣は社内規則制度を制定するにあたり、必ず

そのプロセスを明らかにし、権利義務を明確にするとともに、実体面と手続面の双方に配慮しなければなりません。これについては、規則を具体的かつ細分化すればよく、例えば、非客観的な原因による欠勤と5時間に達する怠業がある場合は文書をもって警告する、欠勤、1日に達する怠業がある場合は、ポストと賃金を格下げする、欠勤、3日以上続く怠業があり、警告と勧告をしても誤りを直さない場合は労働契約を解除する——などと規定します。当然ながら、こうした社内規則制度は、前述の合法的なプロセスに従い制定しなければなりません。

2. 労働関係の予備警報システムの構築

労働関係の予備警報システムを築き上げることは、ストライキを未然に防ぐための重要な措置の一つです。手段としては、予測、予審、予防、予報といった方法が挙げられ、労働関係の現状分析制度、労働関係を調整する連席会議制度、重要部門との連携制度、労働者の意見の分析制度、労働関係予備警報による情報収集制度、審査報告制度から成り立ちます。このような予備警報システムは、労使紛争を引き起こしやすい要因を根底から抑制し、企業側に実行性の高い手段を提供するだけでなく、企業にとって労使争議を予防するための要となるものです。

3. 労働組合連合と労働部門との連絡強化

企業は、労働組合連合と労働部門との連絡を強化し、定期的な交流と、制度化した交流のプラットフォームを築く必要があります。企業は積極的に各関連部門に対し個々の事情を報告し、相互の信頼と理解を得なければなりません。そうすることで、突発的な事件が起きた際に、企業は関連部門による

協力と援助を受けることができ、ひいては労使関係の対立を和らげ、企業の発展を促すことになりません。

上述の通り、企業はストライキに対し、予防を主要な手段と位置づけて、交流や相談を通じて危機予備警報システムを完備させ、リスクを未然に防ぐ必要があることがお分かりいただけたかと思います。作業停止やストライキが発生する場合、企業側は、労働組合または労働者の代表と協議し、中国の法律の枠組みの中でストライキを解決しなければなりません。そうすることで、労使双方の利益において、ウィン-ウィンの関係を実現させることができるでしょう。

※次回は第 39 号に掲載します。



君泽君律师事务所
JunZeJun Law Offices

韓麗芳
澤君法律事務所上海分所
パートナー弁護士

数多くの外商投資プロジェクトに参加し、会社設立、M&A、清算・撤退などの業務に従事。商事紛争案件についての豊かな経験を持ち、複数の多国籍企業の法律顧問を担当するほか、契約、労働、知的財産権、コーポレートガバナンスに関する法律コンサルティングを提供している。使用言語は中国語および英語。

Business 【Taiwan】



台湾における配当源泉税の改正

伊藤 潤哉 フェアコンサルティング 台湾

2014年5月の台湾所得税法の改正により、15年1月1日以降、台湾法人による配当時に課税される源泉税が増税となります。本改正は多くの日系企業に影響を及ぼすとみられることから、本稿でその内容を解説いたします。なお、以下は日系企業の典型的なパターンである、日本親会社が台湾子会社の株式を100%所有しているケースを前提として解説します。

配当時の源泉税とは

配当時の源泉税とは、台湾の法律に基づき、台湾子会社が日本親会社へ配当を支払う場合、配当額から20%の源泉徴収を行うことをいいます。すなわち、台湾子会社が決定した配当額の、その全額が日本親会社へ支払われるのではなく、配当額の20%は源泉税として台湾政府へ納付し、残りの80%を日本親会社へ支払うこととなります。これを日本親会社から見ると、日本親会社が受け取る配当額は、台湾子会社が決定した配当額か

ら20%の源泉税を控除した残りを受け取るようになります。

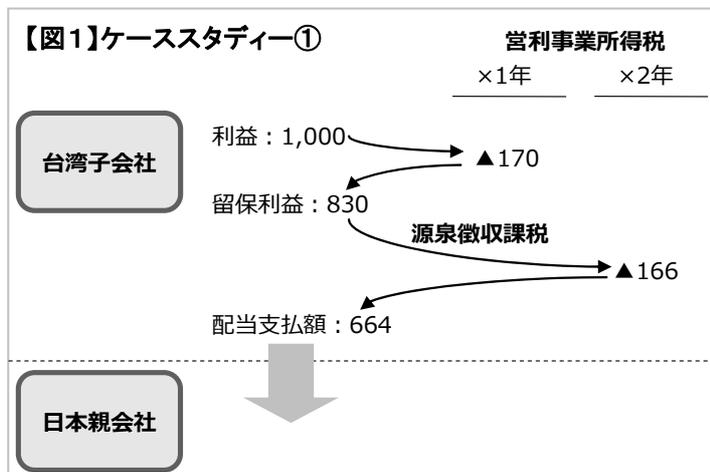
ケーススタディー①(獲得した利益を翌年に配当した場合)

上記の配当時の源泉税について、より理解を深めるため、以下の例で説明します。

【前提】

1. 台湾子会社は×1年に1,000の利益を獲得
2. 台湾子会社が×1年に獲得した利益を翌年×2年に日本親会社へ全額配当
3. 利益準備金の積み立ては行わない

上記の前提を基に、配当時に発生する源泉税がいくらとなるのか見てみましょう。まず、台湾子会社は×1年に1,000の利益を獲得しているため、当該利益に対して営利事業所得税(日本における法人税に該当します)が170(=1,000×17%)課されます。そして、税引き後の利益(留保利益といいます)は830(=1,000-170)となり、その全額を×2年に日本親会社へ配当します。その際、上述の通り、配当額の20%は源泉税として台湾政府へ納付する必要があります。すなわち、本ケースで発生する配当時の源泉税は166(=830×20%)となり、残りの664(=830-166)を日本親会社へ支払うこととなります(図1)。



ケーススタディー②(獲得した利益を翌々年に配当した場合)

次に理解いただきたいのは、獲得した利益を翌々年以降に配当した場合の取り扱いです。

【前提】

1. 台湾子会社は×1年に1,000の利益を獲得
2. 台湾子会社が×1年に獲得した利益を翌々年×3年に日本親会社へ全額配当
3. 利益準備金の積み立ては行わない

ケーススタディー①との違いは「2」の部分で、×1年に獲得した利益を翌々年×3年に配当していることです。これにより、以下の2つの違いが生じます。

まず、台湾子会社は×1年に1,000の利益を獲得しているため、①のケースと同様に、営利事業所得税170が課され、留保利益は830となります。しかし、今回は×2年に配当を行わないため、ここで①とは異なり、台湾における特別な税務制度である留保金課税が発生します。すなわち、台湾で

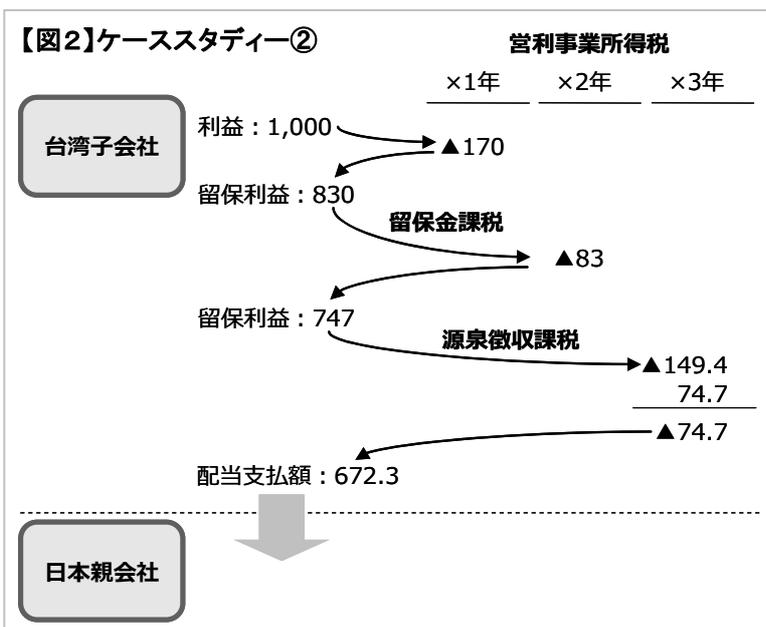
は獲得した利益を配当せず、そのまま社内に留保した場合、その留保した金額に対して10%の追加課税を行う、いわゆる留保金課税という制度が存在します。したがって、留保利益830に対して10%の追加課税が行われ、 $83 (= 830 \times 10\%)$ の追加の税金を台湾政府へ納めることになるため、残りの留保利益は $747 (= 830 - 83)$ となります。最終的には×3年に留保利益747を日本親会社へ配当することとなります。

さて、×3年の配当時にも先ほどと同様に源泉税が課税されるのですが、この時の源泉税の計算方法が①とは異なります。今回のケースでは配当額の20%の源泉税から、留保金課税がなされた金額に対応する部分を控除することができます。数値例で具体的に見てみると、留保利益747を配当する場合、まず配当額の20%として $149.4 (= 747 \times 20\%)$ を算出する部分は①と同様ですが、そこから留保金課税がなされた金額に対応する部分として74.7¹を控除し、配当時の源泉税は $74.7 (= 149.4 - 74.7)$ となります。したがって、本ケースで発生する配当時の源泉税は74.7とな

り、残りの $672.3 (= 747 - 74.7)$ を日本親会社へ支払うこととなります(図2)。

このように、獲得した利益を翌々年以降に配当した場合、①に比べ、留保金課税が発生すること、および配当時の源泉税の計算において、留保金課税がなされた金額に対応する部分を控除することの2点が異なる結果、日

¹ 源泉税から控除する金額の計算方法は複雑であるため、ここでは計算方法を省略しています。



本の親会社が受領する配当金の額に差が生じることになります。

2014 年の改正点

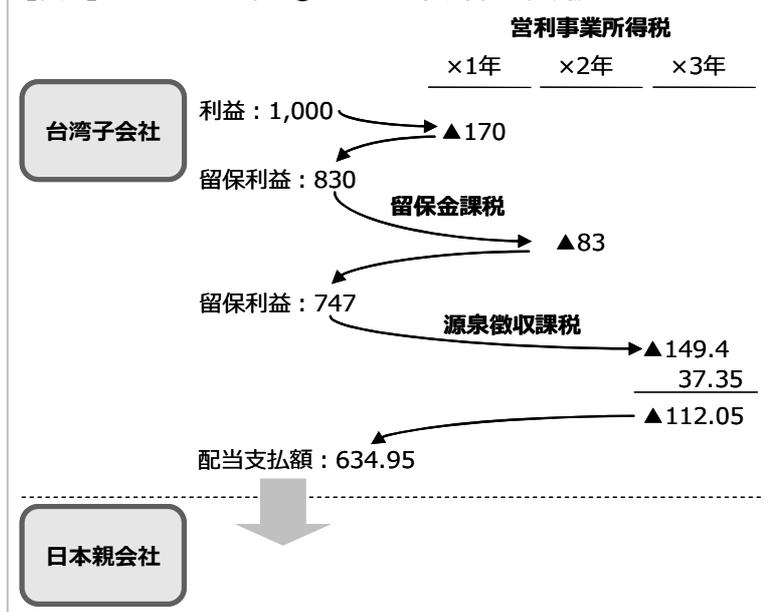
今回、改正された内容は、配当時の源泉税の計算で控除することのできる、留保金課税がなされた金額に対応する部分を、従来の半分に減額するというものです。上記ケーススタディー②では、747 の配当に対して課される源泉税を、まずは配当額の 20% (149.4) を計算して、そこから留保金課税がなされた金額に対応する部分として 74.7 を

控除することで、74.7 と算出しました。今回の改正は、この金額を半分に減額するというものです。すなわち、改正後は、747 の配当に対して課される源泉税は 112.05 (= 149.4 - 74.7 × 0.5) となります。そして、残りの 634.95 (= 747 - 112.05) を日本親会社へ支払うこととなります(図3)。

このように、今回の改正は、配当時における源泉税の計算上、従来まで源泉税から控除できる金額を改正後は半分の額とすることにより、実質的に増税となっている点が、多くの日系企業にとって理解し難い要因となっていますのでご注意ください。以上の改正は 15 年1月1日以降の配当時から適用されます。

※次回は第 39 号に掲載します。

【図3】ケーススタディー②の 2015 年以降の取り扱い





FE FAIRCONSULTING GROUP

伊藤 潤哉
(いとう じゅんや)
Fair Consulting Taiwan Co., Ltd.
正緯管理顧問股份有限公司

監査法人において会計監査、内部統制構築・運用支援および国際会計基準の導入支援を担当するなど、監査および会計コンサルティング全般に対する数々の経験を有する。現職では台湾において、日系企業の台湾進出のサポートや、進出後の日系企業の財務・会計・税務面でのサポートを幅広く行っており、クライアントのニーズを把握した質の高いサービスを提供している。



【アジア経済情報】

フィリピン

～2014、15年とも景気は堅調に推移～

菊池 しのぶ みずほ総合研究所

14年1Qの成長率は前期から減速

2014年1Qの実質GDP成長率は、前年比+5.7%と、前期の+6.3%から減速した(図表1)。

個人消費は、前年比+5.8%と前期の+5.9%から小幅に減速した。季節調整値でも、前期比年率+4.2%と、前期の+5.2%から減速している。インフレ率が食品を中心に高止まりし、家計の購買力を抑制していることが個人消費不振の背景とみられる。また、在庫投資の寄与度は▲0.9%PTと、前期の+3.4%PTからマイナスに転じた。

総固定資本形成は、機械投資、公共建設投資が拡大し、前年比+11.2%と、前期の+8.0%から加速した(図表2)。政府消費は前年比+2.0%と、前期の▲0.4%からプラスに転じた。

財貨・サービスの輸出は、前年比+12.6%と、前期の+3.2%から伸びが加速した。サービスや電子機

器等の輸出が拡大したとみられる(次頁図表3)。財貨・サービスの輸入は前年比+8.0%と、前期の+6.4%から加速した。純輸出の成長率への寄与度は+1.8%PTと前期の▲1.5%PTからプラスに転じた。

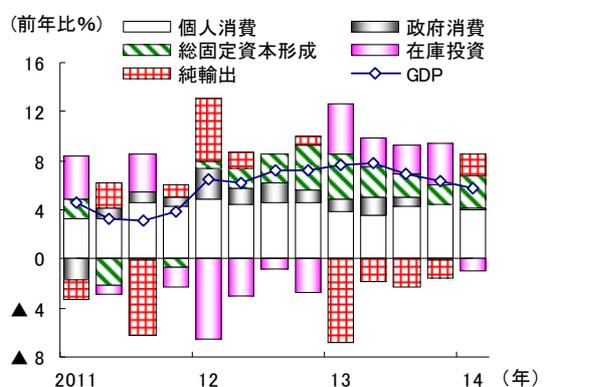
直近の指標は方向感の欠ける展開

4月の経済指標からは、方向感の欠ける展開が示されている。自動車販売台数は前年比+19.9%と、1Qの+23%と同程度の高い伸びを保った。製造業生産指数は前年比+12.8%と1Qの+4.2%から加速した。通関輸出は前年比+0.8%と、1Qの+7.0%から減速した。

また、5月のインフレ率は+4.5%と、4月の+4.1%から上昇した。この背景には、米価格の上昇が食品の伸びを押し上げたことに加え、燃料の伸びが加速したことがある(次頁図表4)。

ペソの対ドルレートは、5月初めまで約45ペソ/

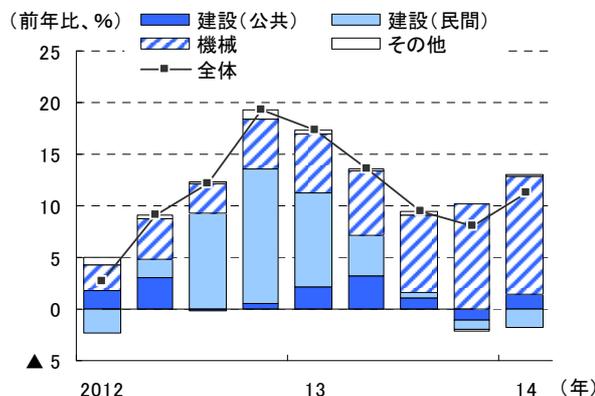
図表1 実質GDP成長率



(注)統計上の不突合があるため、需要項目の合計とGDPは一致しない。

(資料)フィリピン統計機構

図表2 総固定資本形成(SNA)



(注)その他は残差。

(資料)フィリピン統計機構

ドル程度で推移した。そして5月8日にS&Pがソブリン格付けを引き上げたことを受けて、43.6 ペソ/ドルにまで上昇し、その後も同程度の水準で推移している。格上げの理由は、S&P が中長期的に政府の改革が継続すると判断していることに加え、恒常的な経常収支黒字など対外バランスの安定が評価されたことがある。

14年の景気は堅調に推移するも、成長率は減速

14年2Q以降は、台風被害を受けた地域における復興需要で、関連する投資や消費の増加が見込まれることから、内需は緩やかな拡大基調となる見通しだ。外需についても、先進国の持ち直しに伴い輸出の伸びが加速する見通しであり、これも景気の下支え要因となろう。ただし、ゲタの低下により、成長率は前年に比べ減速するかたちとなろう。

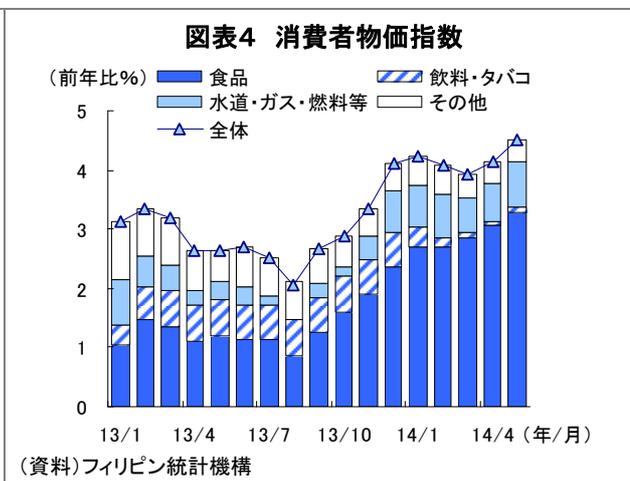
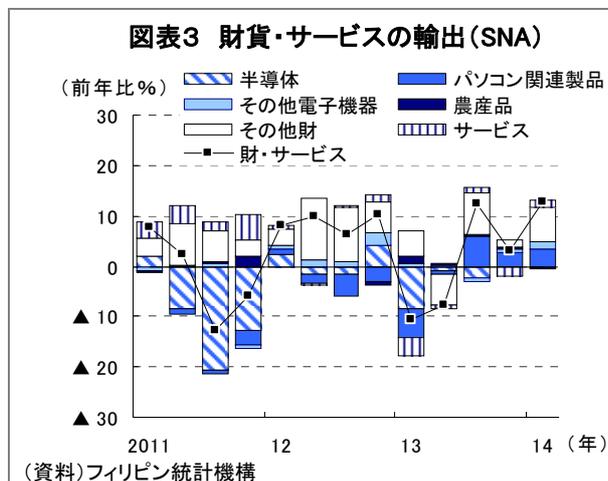
15年の成長率は、アキノ政権のインフラ整備(後述)を呼び水とする民間投資の拡大が下支えとなり、堅調に推移すると予想している。以上から、14年の実質GDP成長率は前年比+6.0%、15年は+6.4%と予測する。

アキノ政権はインフラ整備拡大に向けて取組強化

アキノ政権は、インフラ整備の拡大に向けた数値目標を策定している。具体的には、13年に3,401億

ペソだった資本支出を、16年には8,240億ペソ(GDP比5%)にまで拡大させるという目標を掲げている。また数値目標だけでなく、財源の捻出にも取り組んでいる。シンソン公共事業大臣は、アキノ大統領が着任した10年3月以降、汚職の取り締まり強化により260億ペソを捻出したと発言している。

政府の財源によるインフラの増強に加え、民間の資本を活用したインフラ整備のための計画策定や制度改正の動きも進んでいる。例えば、アキノ政権は就任後50事業以上の官民連携プロジェクト(PPP)を発表した。このうち7事業(事業費計:約630億ペソ)はすでに事業者が決定し、事業実施の段階に進んでいる。またカビテ・ラグナ高速道路整備事業(事業費:354.2億ペソ)や都市鉄道(LRT)延伸事業(同:約649億ペソ)等の大規模事業が事業者選定手続きの段階に入っており、計画の進展がみられる。さらに、シンソン公共事業大臣は、これまでインフラ整備への外資参入については、個別案件ごとに許認可が必要であったが、10億ペソ以上のインフラ整備事業(道路、港湾、橋梁等)に対しては、基本的に外資の参入を認めるという外資規制緩和を実現する方針も示している。こうした官民での取り組み強化により、インフラ整備計画の着実な実施が後押しされるだろう。



Back Issues

2013年11月発行 第27号

- ・活発化する香港でのスピンオフ上場の動き
- ・中国現法設立にかかる留意点～経営範囲の設定と子会社配当金による出資～
- ・India: インドビジネス最新情報[7] 居住者証明書(TRC)に関する改正店～日印租税条約の概観にも触れて～
- ・Vietnam: 引当金の損金算入要件
- ・China: 中国ビジネス法律講座[43] 実習生雇用の再の注意事項
- ・Hong Kong: 国際税務講座[28] 移転価格税制の改正

2013年12月発行 第28号

- ・中国(上海)自由貿易試験区への期待
- ・消費市場としての新興国の可能性 ～カンボジア～
- ・India: インドの税制 [46]2013年新会社法～企業の社会的責任(CSR)～
- ・Vietnam: ベトナムにおけるIT企業設立の概要と実務上の留意点
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [11] 「中国(上海)自由貿易試験区銀行業監督管理関連問題に関する通知」
- ・China: 「中華人民共和国企業破産法の適用の若干問題に関する規定(二)」の解説

2014年1/2月発行 第29号

- ・2014年香港賃金動向
- ・2013年為替市場の回顧と14年の見通し～ドル円およびオフショア人民元を中心に～
- ・India: インドビジネス最新情報[8] 新会社法～13年9月付で適用されたセクションの概観～
- ・Vietnam: 移転価格税制の概要と移転価格税務調査の現況
- ・China: 中国ビジネス法律講座[44] 「深圳市社会医療保険弁法」の修正および在深圳日系企業への影響
- ・Hong Kong: 国際税務講座[29] 平成26年度税制改正大綱

2014年3月発行 第30号

- ・オフショア人民元建て債券市場の新たな展開
- ・ラオスの可能性～タイ・プラスワンの潜在力を探る～
- ・ハラルビジネスについて～マレーシアにおけるハラル食品の事例より～
- ・前海湾保税港区の活用～「一日游」から「前店後倉」まで～
- ・India: インドの税制[47] インド赤字会社制度および新会社法による改正の影響
- ・Vietnam: ベトナムにおける税務調査の概要とそのリスク
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[12] 国務院による政府が審査確認を行う投資プロジェクト目録(2013年版)の発布に関する通知
- ・China: 新「中華人民共和国商標法」の解説

2014年4月発行 第31号

- ・高齢化社会に挑む中国 ～広州市の介護現場から～
- ・グループ企業間連携による中国関連ファイナンスの最適化
- ・ベトナムに向かう中国企業の現状
- ・India: インドビジネス最新情報[9]インド新会社法における休眠会社の論点
- ・Vietnam: プロジェクトオフィスのライセンス申請手続き、取引通貨および会計・税務(前編)
- ・Singapore: シンガポール2014年度財政予算案～税制改正を中心に～
- ・China: 中国における合法的リストラ
- ・Hong Kong: 国際税務講座[30] 2014/15年度香港財政予算案

2014年5月発行 第32号

- ・中国の消費者向け金融業界の現状と展望
- ・ベトナムにおける販社展開の留意点
- ・India: インドの税制 [48] インドの不正事例とその対応策
- ・Vietnam: 女性労働者のための労働法および効果的な社内施策
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [13] 登録資本制度改革を含む行政法規の改正～中国の会社法改正に伴って～
- ・Hong Kong: 香港新会社条例の施行
- ・Hong Kong: 日本企業による香港上場～近時のアップデート～

2014年6月発行 第33号

- ・ミャンマー・ティラワ SEZ の最新状況
- ・ASEAN に対する期待と懸念を交錯させる日本企業～2014年2月アジアビジネスアンケート調査結果～
- ・貿易決済におけるリスクとヘッジ手法
- ・India: インドビジネス最新情報 [10] インド新会社法における監査人に関連する規定
- ・Vietnam: プロジェクトオフィスのライセンス申請手続き、取引通貨および会計・税務(後編)
- ・Malaysia/Singapore: マレーシアおよびシンガポールにおけるGST最新動向
- ・China: 中国ビジネス法律講座 [45] 労務派遣新規定による外資企業への影響およびその対応策
- ・Hong Kong: 進出事例から見る香港の活用方法

2014年7/8月発行 第34号

- ・2014年上期為替市場の回顧と14年下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元を中心に～
- ・深圳市の都市再開発に伴う企業の移転
- ・India: インドの税制 [49] インド新会社法: 企業の社会的責任(CSR)～施行後の改定を中心として～
- ・Vietnam: ベトナムにおける外国人労働者に関する通達
- ・Indonesia: インドネシアの新外資比率規制
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [14] 中国独禁法の簡易手続き開始
- ・China: 中国からの海外送金と回収の実務
- ・China: 近似商標使用による商業権侵害の判定基準

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行

香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー課

TEL (852) 2102-5486

直投支援部（日本）

TEL (03) 3596-6810

産業調査部アジア室（シンガポール）

TEL (65) 6416-0344

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。